

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月10日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 多田 正己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	ディスクロージャー部 植松 克彦
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	大和住銀 中国株式ファンド 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	各々につき、1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

大和住銀 中国株式ファンド

大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

（以下、両ファンドを総称して「各ファンド」といいます。また、両ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて大和住銀 中国株式ファンドを「中国株式ファンド」、大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）を「マネー・ポートフォリオ」と表示することがあります。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

各々につき、1兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）は含まれていません。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日<sup>(注1)</sup>の翌営業日の基準価額<sup>(注2)</sup>とします（なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。）。

(注1)中国株式ファンドにつき、香港取引決済所、上海証券取引所または深セン証券取引所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。

(注2)基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

#### (5)【申込手数料】

[中国株式ファンド]

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.15%<sup>\*</sup>（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

\*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

[マネー・ポートフォリオ]

ありません。

マネー・ポートフォリオへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

#### (6)【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

#### (7)【申込期間】

平成25年12月11日から平成26年12月10日までです。

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

#### (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、下記までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

#### (9)【払込期日】

申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

日本以外の地域における発行  
ありません。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

[中国株式ファンド]

信託財産の成長を目指して運用を行います。

[マネー・ポートフォリオ]

安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

&lt;商品分類表&gt;

大和住銀 中国株式ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

## &lt; 属性区分表 &gt;

## 大和住銀 中国株式ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファン ド	あり ( )
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ( )	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## &lt; 商品分類表 &gt;

## 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

## &lt; 属性区分表 &gt;

## 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券	年6回 (隔月)	欧州	
クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ( )	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。



## ファンドの特色

「中国株式ファンド」および「マネー・ポートフォリオ」はスイッチング可能な2つのファンドです。

## 中国株式ファンド

1. 主として、中国の経済の発展に伴い成長が見込まれる中国（中国、香港）企業の株式へ実質的に投資することで、信託財産の成長を目指します。

株式の種類	中国本土				香港	
	中国A株		中国B株		香港H株	香港レッドチップ その他香港株
証券取引所	上海証券取引所	深セン証券取引所	上海証券取引所	深セン証券取引所	香港取引決済所	
通貨	人民元		米ドル	香港ドル		
主な上場企業	中国本土企業		中国本土企業		中国本土系香港企業	香港企業
投資規制	QFII（適格国外機関投資家）のみ投資可能		原則自由に投資可能			

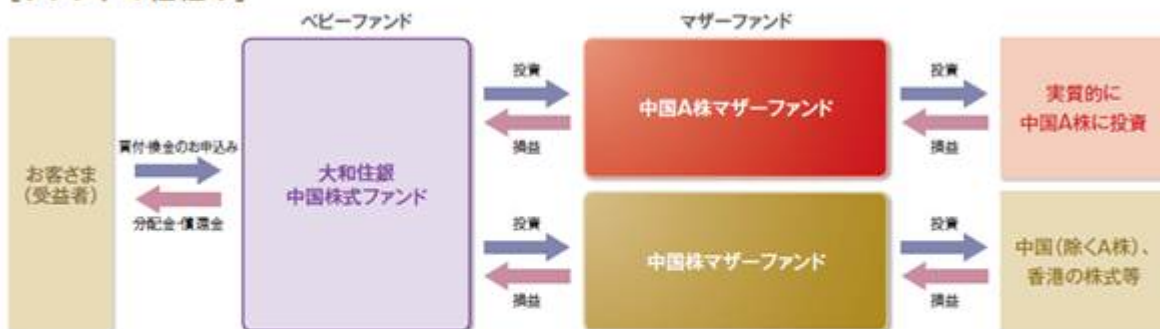
※上記のほかに、他の金融商品取引所に上場（準じるものも含む）する中国の企業（主に中国で事業展開している企業を含む）に投資する場合があります。また、DR（預託証券）も含まれます。

※投資規制は、日本から投資する場合のものです。

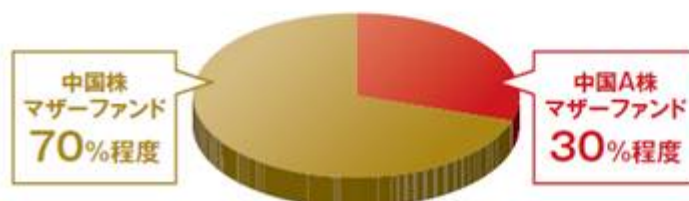
QFII（適格国外機関投資家）制度とは、中国证券监督管理委员会（CSRC）の認定を受け、かつ国家外資管理局（SAFE）から投資限度額の認可を受けた中国国外の機関投資家に対して、中国证券市場において人民元建ての証券への投資を一定の適格条件の範囲内で認める制度です。

2. 中国A株への実質的な投資は、中国A株マザーファンドを通じて、中国株式（除くA株）への実質的な投資は、中国株マザーファンドを通じて行います。

## [ファンドの仕組み]



- 各マザーファンドへの投資比率は、原則として概ね以下の比率を基本とします。



\*各マザーファンドへの投資比率は、ファンドの資産規模、中国のA株市場の制度や投資限度額、流動性等を勘案します。左記の基本配分は将来変更になる場合があります。

\*QFII（適格国外機関投資家）制度による換金制限や、中国A株へ投資する投資信託証券の換金の制約等のため左記の比率から大きく乖離する場合があります。

- 「中国A株マザーファンド」では、主にケイマン籍の外国投資信託証券「クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN<sup>®</sup>」へ投資します。当該外国投資信託証券の実質的な運用は、ICBCクレディ・スイス・アセット・マネジメント社（所在地：中国北京）が行います（ICBCクレディ・スイス・アセット・マネジメント社は、中国最大の商業銀行である中国工商銀行グループの合併資産運用会社です。）。上記の外国投資信託証券以外にも中国A株の株価指数に連動する上場投資信託の投資信託証券（ETF）等も投資対象とします。

※正式名称は、「クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN（適格機関投資家限定）（Credit Suisse China Thematic Fund Class N (for Qualified Institutional Investors only)）」です。以下同じです。

- 「中国株マザーファンド」では、運用指図にかかる権限をDaiwa SB Investments (HK) Ltd.（ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッド）へ委託します。

### 3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

### 4. 収益の分配は原則として年1回の決算日に行います。

- 決算日は原則として毎年9月10日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 5. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

- 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、大量の追加設定および一部解約が発生した場合、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入った場合、中国A株へ投資するためのQFII制度の変更ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 中国A株マザーファンドの特色

- ① 中国A株マザーファンドでは、主にケイマン籍の外国投資信託証券「クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN」へ投資します。

#### 《外国投資信託証券「クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN」の概要》

ファンド名	クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN
基本的性格	ケイマン籍 / 外国投資信託受益証券 / 円建て
運用目的	信託財産の成長を目指します。
主要投資対象	主に中国国内の金融商品取引所（上海証券取引所および深セン証券取引所）に上場する中国A株を投資対象とします。
運用方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主に中国国内の金融商品取引所（上海証券取引所および深セン証券取引所）に上場するA株を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。</li> <li>2. 中国のQFII制度を通じて中国A株への投資を行います。 QFII（適格国外機関投資家）制度とは、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受け、かつ国家外貨管理局（SAFE）から投資限度額の認可を受けた中国国外の機関投資家に対して、中国証券市場において人民元建ての証券への投資を一定の適格条件の範囲内で認める制度です。 QFII制度において、一定期間は中国国外への送金にかかる規制が設けられており、その後の中国国外への送金及び中国国内への入金についても一定の制限があります。</li> <li>3. 中国A株への投資に当たっては、ICBCクレディ・スイス・アセット・マネジメント社が行います。</li> <li>4. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</li> </ol>

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は、原則としてファンドの資産の70%以上とします。</li> <li>・投資信託への投資は、原則としてファンドの資産の5%以内とします。</li> <li>・同一企業の発行済み株式の10%を超える株式への投資は行いません。</li> <li>・ファンドの純資産総額の10%を超える借入れは行いません。</li> <li>・流動性の乏しい資産への投資は、ファンドの資産の15%以内とします。</li> <li>・有価証券の空売りは行いません。</li> </ul>
管理会社	クレディ・スイスAG(チューリッヒ)
投資顧問会社	投資顧問会社：クレディ・スイスAG(シンガポール支店) 中国証券投資顧問会社：ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメント社
会計年度	原則として毎年12月末日
収益の分配	原則として年2回分配することが可能です(ただし、管理会社の判断で分配が行われない場合があります。)
管理報酬およびその他費用等	<p>管理事務報酬：年0.135%以内 運用報酬：年0.90%</p> <p>上記のほかに、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用・利益にかかる課税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドから負担されます。また、管理事務報酬には、下限金額(年間48,000米ドル)が設定されています。</p> <p>上記の報酬等は将来変更になる場合があります。</p>
申込手数料	ありません。
その他	<p>当ファンドの設定・解約は、原則として毎月1回に限定されております。また、一度に解約できる金額は、原則としてQFII(適格国外機関投資家)制度に基づき、当ファンドのユニット数の20%以内または5,000万米ドル以内の制限がかかります。また、解約するためには一定の事前通知期間が設けられております。</p> <p>当該外国投資信託証券への投資上限は、QFIIの枠によって決定されます。</p> <p>上記の制限は今後変更になる場合があります。</p>

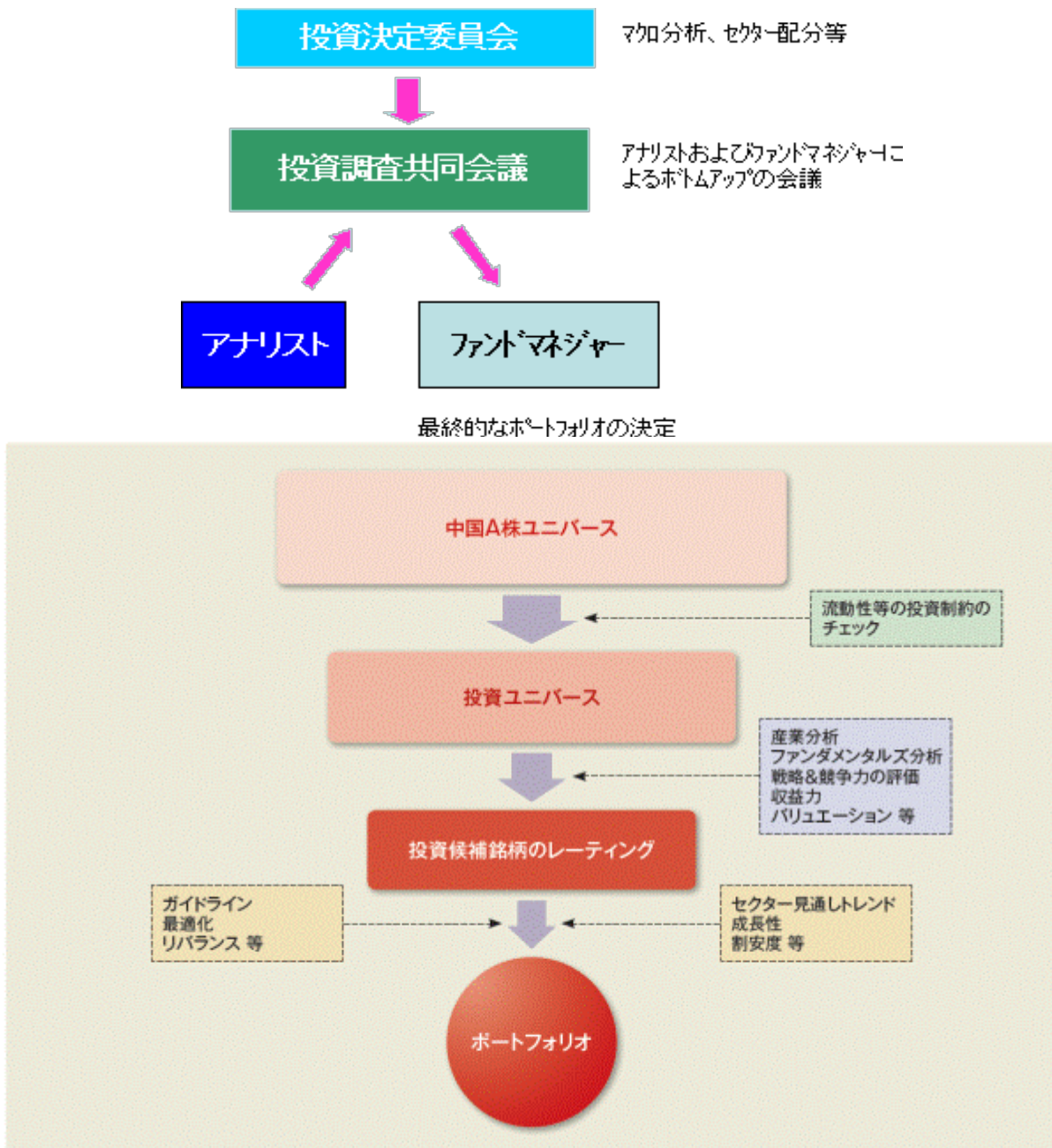
<クレディ・スイスAGの概要>

クレディ・スイスAGは、チューリッヒに本拠を置く世界有数の銀行として、プライベート・バンキング、インベストメント・バンキング、アセット・マネジメントの3事業を中核として世界中で展開しており、2013年6月末時点の運用資産は約132兆円となっています。アセット・マネジメント部門は、多様な投資スタイルに対応できるよう、あらゆる商品クラスの投資商品を幅広く提供しています。

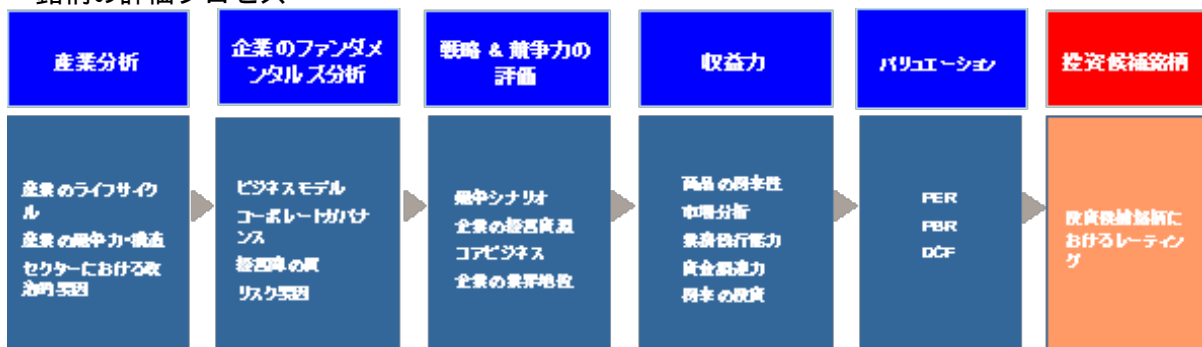
<ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメント社の概要>

ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメント社は、中国最大の商業銀行である中国工商銀行、クレディ・スイスAG、中国遠洋運輸集団総公司(COSCO)の合併会社として2005年に設立されました。同社は、中国において商業銀行と外資系銀行の初の合併会社として、投資信託の運用や個別勘定の運用等を行っております。

## ●ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメント社の中国A株運用プロセス



## &lt;銘柄の評価プロセス&gt;



※運用プロセスは、今後変更されることがあります。

### 運用体制およびプロセス

C I Oを含むシニア・メンバーで構成される投資決定委員会において、マクロ経済分析を行い、資産配分戦略や業種配分戦略に関する基本方針を決定します。その後、ファンドマネージャーとアナリスト全員が出席する投資調査共同会議において、投資銘柄の評価を行い、中核となる銘柄にはレーティングを付与します。

ファンドマネージャーは上記で決定された投資方針を基に当ファンドの投資ガイドラインも考慮して最終的なポートフォリオを構築します。

なお、銘柄評価においては、流動性等の投資制約を基にスクリーニングを行った後、産業分析、企業のファンダメンタルズ分析、戦略及び競争力の評価、収益力、バリュエーション等、多面的な評価・分析を行います。

上記の外国投資信託証券の概要等は、平成25年10月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

投資対象とする投資信託証券は、将来変更または追加される場合があります。

•前記の外国投資信託証券のほか、中国A株の株価指数に連動する上場投資信託の投資信託証券(ETF)等も投資対象とします。

②資金動向、市況動向、規制の変更等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 中国株マザーファンドの特色

- ①主として、中国の経済の発展に伴い成長が見込まれる中国（中国、香港）企業の株式（除くA株）へ投資することで、信託財産の成長を目指します。

※上海証券取引所、深セン証券取引所および香港取引決済所以外の金融商品取引所に上場（準じるものも含む）する中国の企業（主に中国で事業展開している企業を含む）に投資する場合があります。また、DR（預託証券）も含まれます。

- ②運用にあたっては、ファンダメンタルズを重視し、投資魅力が高いと判断される銘柄に投資します。

•個々の企業の成長性、収益性、財務内容や流動性などを勘案します。

- ③運用指図にかかる権限をDaiwa SB Investments (HK) Ltd.（ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッド）へ委託します。

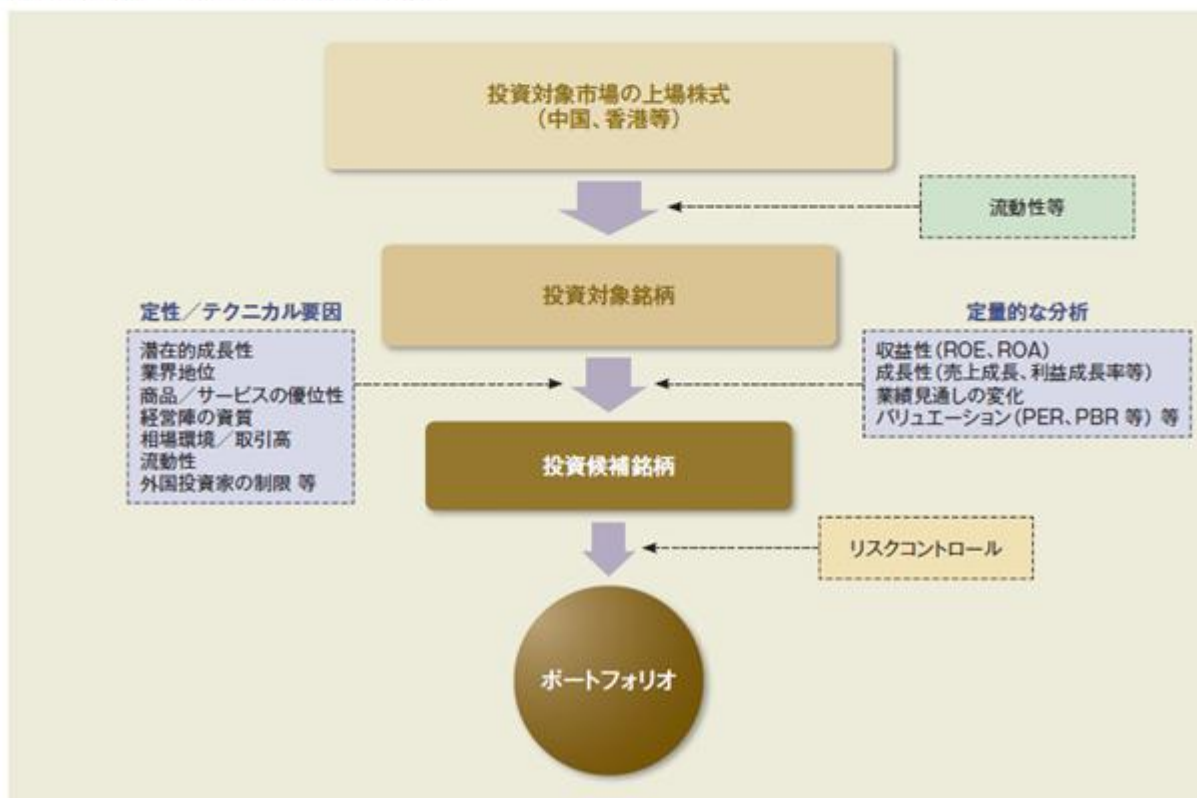
### 〈ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドの概要〉

同社は、1988年2月に香港法に基づき、香港において設立された会社で、大和住銀投信投資顧問株式会社の100%子会社です。同社は、主に、機関投資家等に対して資産運用業務を行っており、主として、アジア地域の株式等の運用を行っています。

- ④外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ●中国株マザーファンドの運用プロセス

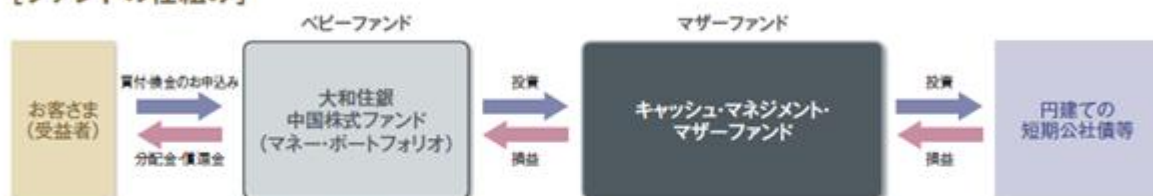


※運用プロセスは、今後変更されることがあります。

## マネー・ポートフォリオ

## 1. キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

## 【ファンドの仕組み】



※当ファンドのお買付は、中国株式ファンドからスイッチングをした場合に限定します。  
 ※スイッチングのお取扱いは、販売会社までお問い合わせください。

## 2. 収益の分配は原則として年1回の決算日に行います。

- 決算日は原則として毎年9月10日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利息・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 信託金の限度額

## [ 中国株式ファンド ]

信託金の限度額は、1,050億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

## [ マネー・ポートフォリオ ]

信託金の限度額は、1,500億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

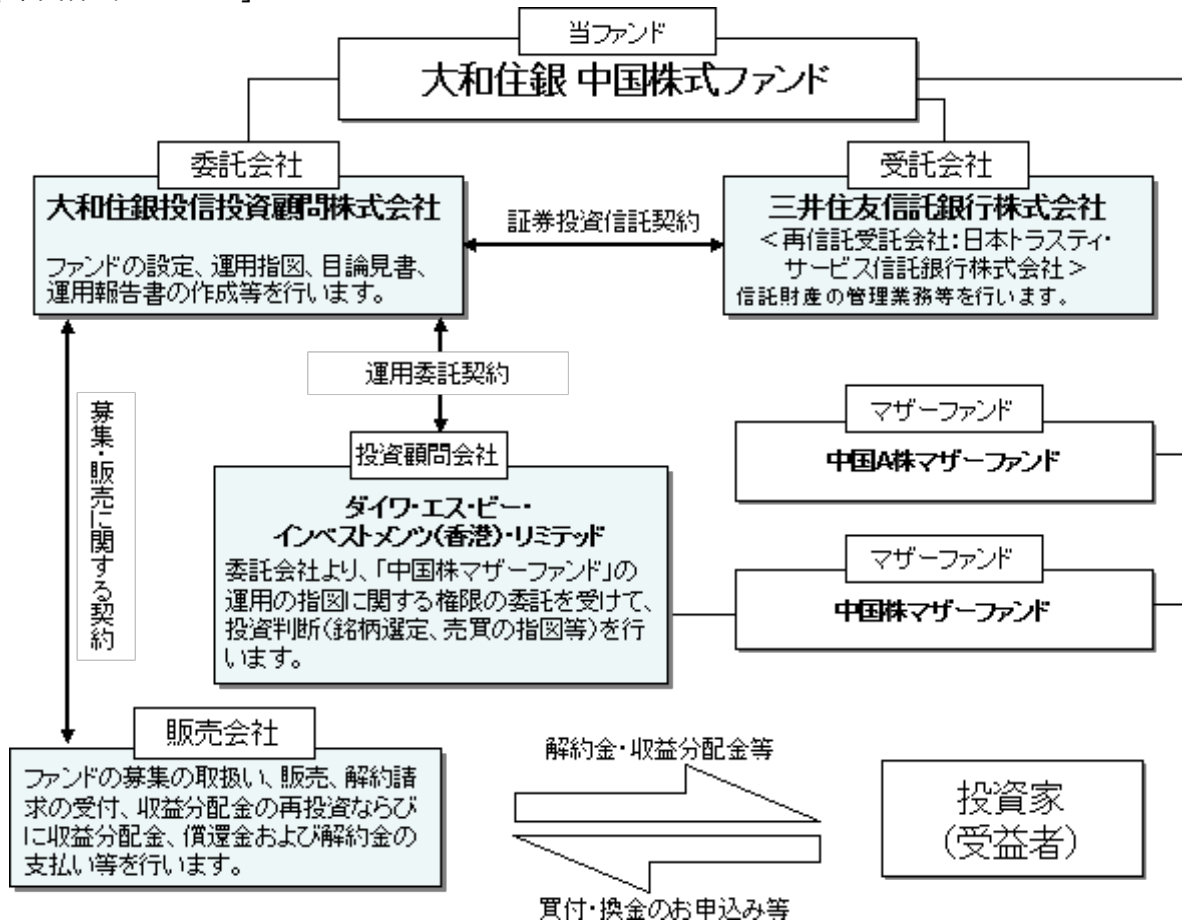
## (2) 【ファンドの沿革】

平成21年9月17日 信託契約締結

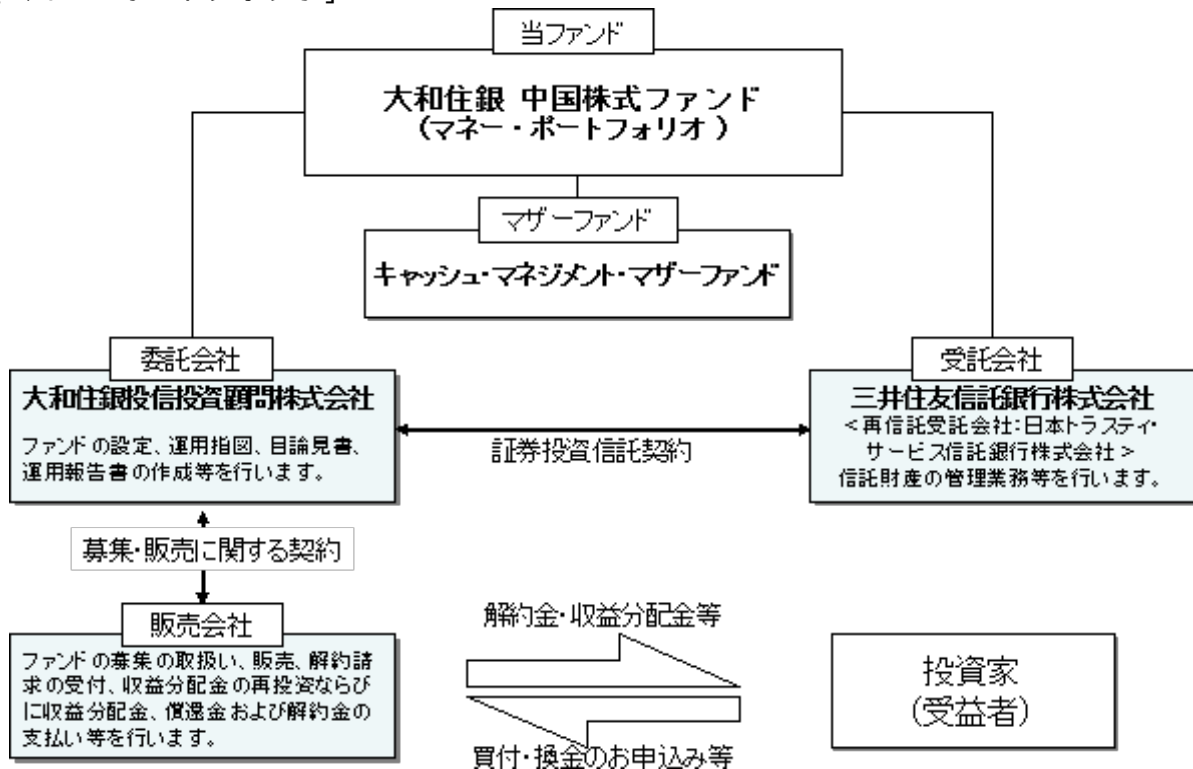
平成21年9月17日 当ファンドの設定・運用開始

## (3)【ファンドの仕組み】

[ 中国株式ファンド ]



[ マネー・ポートフォリオ ]





## 委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。
投資顧問会社	中国株マザーファンドの運用指図にかかる権限等を規定した運用委託契約（投資一任契約）を締結しています。

## 委託会社等の概況（平成25年10月末現在）

- ・資本金の額 20億円
- ・会社の沿革 昭和48年6月1日 大和投資顧問株式会社設立  
平成11年2月18日 証券投資信託委託業の認可取得  
平成11年4月1日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更
- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州 ボルチモア イースト プラットストリート100	385,000	10.0

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## [中国株式ファンド]

主として、中国の経済の発展に伴い成長が見込まれる中国企業の株式（A株を含む）へ実質的に投資することで、信託財産の成長を目指します。

- ・上海証券取引所、深セン証券取引所または香港取引決済所以外の金融商品取引所に上場（準じるものも含む）する中国の企業（主に中国で事業展開している企業を含む）に投資する場合があります。また、DR（預託証書）も含まれます。

中国A株への実質的な投資は、中国A株マザーファンドを通じて、中国株式（除くA株）への実質的な投資は、中国株マザーファンドを通じて行います。

各マザーファンドへの投資比率は、中国のA株市場の制度や投資限度額、流動性等を勘案します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## [ マネー・ポートフォリオ ]

本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

## [ 中国株式ファンド ]

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

## [ マネー・ポートフォリオ ]

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

運用の指図範囲

## [ 中国株式ファンド ]

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された中国A株マザーファンドおよび中国株マザーファンド（以下「マザーファンド」と総称する場合があります。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1の証券の性質を有するもの
  3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
  4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

## [ マネー・ポートフォリオ ]

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第

236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8および9の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

#### [中国株式ファンド]

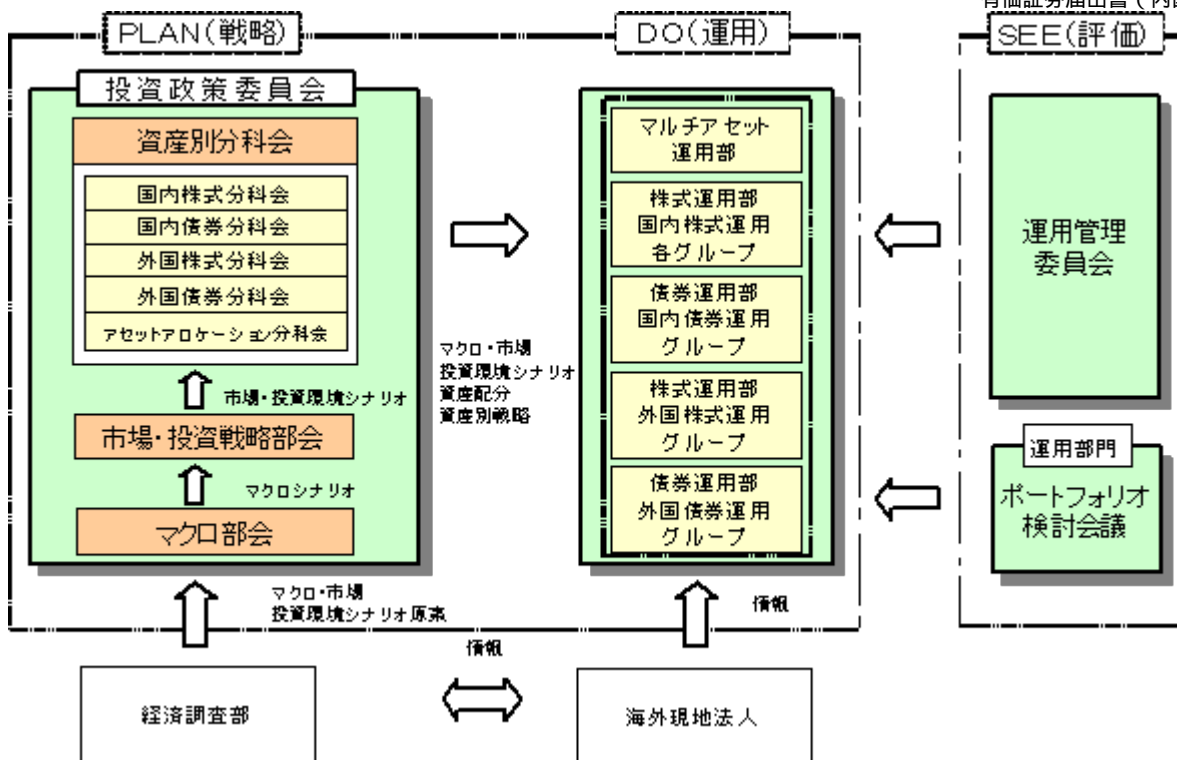
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### [マネー・ポートフォリオ]

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、マネー・ポートフォリオにおいては、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3)【運用体制】



- \* 当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、平成25年10月末現在で約100名です。
- \* 中国株式ファンドでは、中国株マザーファンドの運用指図に関する権限を、ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドに委託します。同社の運用チームは、企業訪問等により企業分析を行い組入銘柄を選定し、委託会社へ連絡します。委託会社では、ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドからの指示に基づき、委託会社のトレーディング部において、株式および外国為替取引等の売買の実行を行います。委託会社では、中国株マザーファンドのモニタリング（投資制限の遵守状況のチェック、運用成果のチェック）等を行います。
- \* 運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
- \* 運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクの管理体制>」に記載しております。
- \* 当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

#### (4) 【配分方針】

毎決算時（毎年9月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

#### 〔中国株式ファンド〕

- イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### [マネー・ポートフォリオ]

- イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

- イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。  
収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。
- ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されず。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。
- ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### (5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

#### [中国株式ファンド]

イ．株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

ロ．投資信託証券への投資制限

投資信託証券(マザーファンドに限る)への投資割合には制限を設けません。マザーファンドを通じて投資する投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

\* 実質投資割合とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得たものをいいます。以下同じです。

ハ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

ニ．公社債の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

#### ホ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### ヘ．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### [ マネー・ポートフォリオ ]

##### イ．株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

##### ロ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

\* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

#### ハ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号

口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

- (ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## ニ．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## ホ．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

## ヘ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

## ト．有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (a)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### チ．公社債の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### リ．公社債の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

#### ヌ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

#### ル．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### ヲ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)前(イ)および前(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。



## 法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

[次へ](#)

## （参考）マザーファンドの投資方針

## 中国株マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

## (1) 運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

## (2) 運用方法

## 投資対象

中国の株式を主要投資対象とします。

## 投資態度

- イ．主として、中国の経済の発展に伴い成長が見込まれる中国企業の株式へ投資します（中国、香港以外の金融商品取引所に上場（準じるものも含む）する中国の企業（主に中国で事業展開している企業を含む）に投資する場合があります。また、DR（預託証券）も含まれます。）。
- ロ．運用にあたっては、ファンダメンタルズを重視し、投資魅力が高いと判断される銘柄に投資します（個々の企業の成長性、収益性、財務内容や流動性などを勘案します。）。
- ハ．運用指図にかかる権限をダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドへ委託します。
- ニ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ホ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

## イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）

## ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

## イ．為替手形

委託会社（信託約款に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

### 3．コール・ローン

### 4．手形割引市場において売買される手形

- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (4)主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3

号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ．為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国

為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(参考) マザーファンドの投資方針

中国A株マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(1) 運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

(2) 運用方法

投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主に中国A株を投資対象とするケイマン籍外国投資信託「クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN」へ投資します。また、中国A株を含む株価指数を対象指数とした上場投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号および第2号に規定する投資信託ならびに外国投資信託のうちこれらに類するものをいいます。以下同じ。)の投資信託証券、および中国A株に実質的に投資を行う上場投資信託の投資信託証券を投資対象とします。

ロ．資金動向、市況動向、規制の変更等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主としてケイマン籍外国投資信託「クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN」に投資するほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2の証券の性質を有するもの

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、1の証券を以下「公社債」といいます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(4)主な投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(参考)マザーファンドの投資方針

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

## (1)運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

## (2)運用方法

## 投資対象

本邦貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

## 投資態度

- イ．本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。
- ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3)運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りません。）

5．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6．コマーシャル・ペーパー

7．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの



8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
9. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
10. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
11. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)  
なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (4) 主な投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3

号イに掲げるものをいいます。) 、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

- ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ニ. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### 3【投資リスク】

#### <当ファンドの有するリスク>

中国株式ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けません。また、マネー・ポートフォリオは、マザーファンドを通じて、実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、各ファンドともに投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。

投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

#### <基準価額の変動要因>

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

#### [中国株式ファンド]

##### (1)価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

##### (2)株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

##### (3)外国証券投資のリスク

###### <為替リスク>

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

###### <カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。中国経済は、欧米や日本、その他OECD加盟国に比べて脆弱である可能性があります。また、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

##### (4)信用リスク

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

##### (5)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売

買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

#### (6) 中国A株投資に関する留意点

中国A株への外国人による投資は、QFII制度に基づいて一定の適格要件を満たし、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受け、かつ国家外貨管理局（SAFE）から認められた投資限度額の範囲内で行われます。中国A株マザーファンドの投資対象である外国投資信託証券「クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN」では、管理会社であるクレディ・スイスAG（チューリッヒ）がQFIIとして認可を受けた投資限度額の範囲内で中国A株に投資が行われます（将来、中国A株を投資対象とする投資信託証券が変更・追加になる場合があります。）。

中国政府当局は、その裁量で中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等を行い、中国国外への送金規制や、円や米ドルと人民元との交換停止等の措置を取ることがあり、その場合には中国からの送金ができない場合があります。また、QFII制度においては、一定期間は中国国外への送金にかかる規制が設けられ、その後の中国国外への送金、中国国内への入金についても一定の制限が設けられます（本内容は平成25年10月末時点の情報であり、今後変更になることがあります。）。したがって、有価証券の売却や売却代金の回金の遅延等に伴い、当ファンドにおいて、解約・換金代金等の支払いが遅延することがあります。また、当該事由により信託期間を延長する場合があります。

なお、中国における証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈については必ずしも安定していません。QFIIに対する中国国内の課税上の取扱いについても、今後変更になる場合があります。ファンドの基準価額が下落する原因になる場合があります。

上記は、中国A株のもつ様々なリスク等のうち主なものを説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

#### (7) 換金請求の受付に関する留意点

中国のQFII制度においては、中国国外への送金が制限されています。そのため、当ファンドにおいてご換金に伴う支払資金不足となることが想定される場合には、ご換金の受付を中止することがあります。また、有価証券の売却や売却代金の回金の遅延等に伴い、当ファンドにおいて、解約・換金代金等の支払いが遅延することがあります。

取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、ご換金の受付を中止または既に受付けたご換金の受付を取消すことがあります。当ファンドにおいては、前記に加え中国A株マザーファンドが主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金が中止された場合、基準価額（基準価格）の算出・発表が予定された時間にできない場合においてもご換金の受付を中止または既に受付けたご換金の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

#### (8) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### (9) 繰上償還について

当ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。また、中国株式ファンドおよび投資対象のマザーファンドでは、目的とする運用ができない事態が生じた場合等には信託期間を繰り上げて償還する場合があります。

#### (10) ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

#### (11) クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

#### (12) 法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

#### (13) その他

委託会社と投資顧問会社(ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ(香港)・リミテッド)との合意等により、中国株式ファンドが投資対象とする中国株マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

### [ マネー・ポートフォリオ ]

#### (1) 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

#### (2) 金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

#### (3) 信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きますと、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

#### (4) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(5) 繰上償還について

当ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

(6) ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(7) 換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(8) クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(9) 法令・税制・会計等の変更可能性について

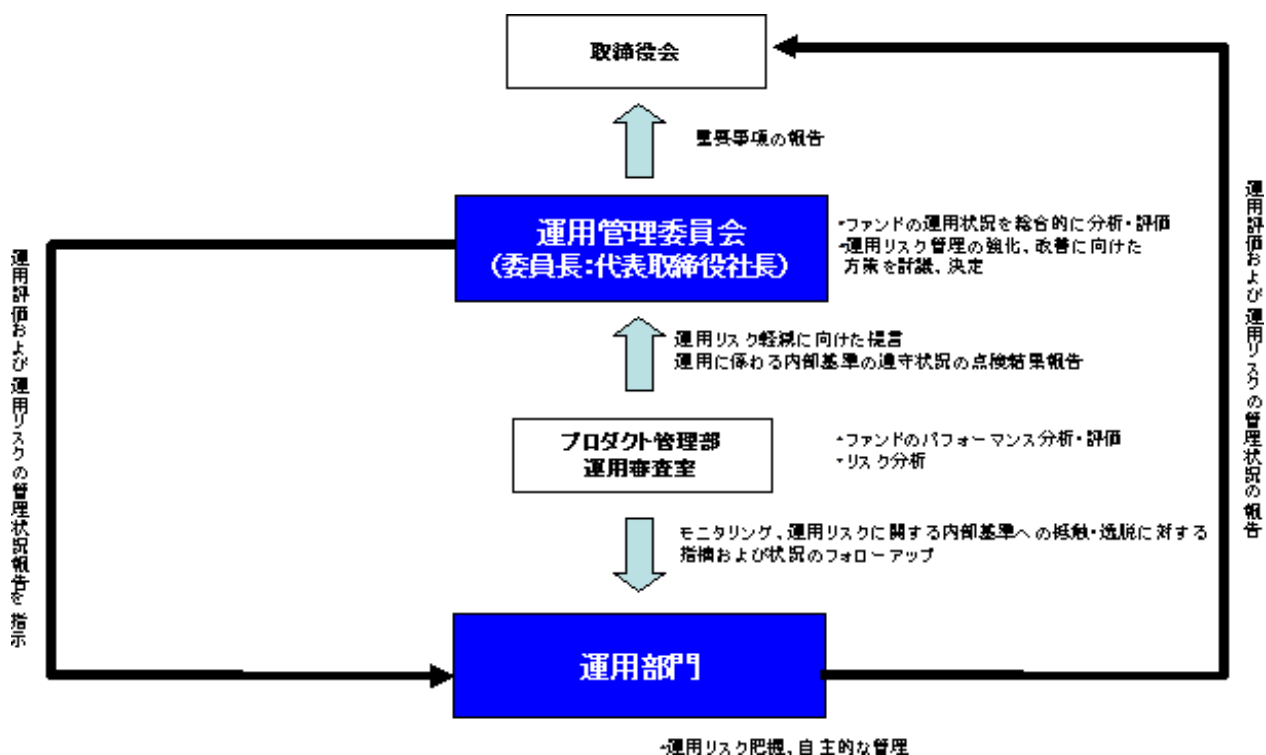
法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

## &lt; リスクの管理体制 &gt;

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
運用管理委員会 (24名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会 (18名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部 (6名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部 (4名程度)	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
プロダクト管理部 (12名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
運用審査室 (5名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
トレーディング部 (19名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



\* リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

## [中国株式ファンド]

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.15%<sup>\*</sup>（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

\*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

## [マネー・ポートフォリオ]

ありません。

マネー・ポートフォリオへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

## [中国株式ファンド]

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.6275%<sup>\*1</sup>（税抜1.55%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.65%（税抜）	年率0.85%（税抜）	年率0.05%（税抜）

中国A株マザーファンドが投資対象とする投資信託証券においても、運用・管理事務報酬等が年率1.035%以内かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬率の概算値は、信託財産の純資産総額に対して合計で年率1.938%<sup>\*2</sup>（税込）程度となります（この数値はあくまで目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実際の実質的な信託報酬率は変動します。）。

その他、中国A株マザーファンドが投資対象とする外国投資信託において、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用・利益にかかる課税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等は当該ファンドの信託財産から負担されます。また、管理事務報酬には、下限金額（年間48,000米ドル）が設定されています。

中国A株マザーファンドおよび中国株マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

\*1 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.674%となります。

\*2 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.9845%となります。



## 【マネー・ポートフォリオ】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値（以下「コールレート」といいます。）に応じて、信託財産の純資産総額に年率0.63%<sup>\*3</sup>（税抜0.60%）以内の率を乗じて得た金額とし、当該月の第1営業日の計上分より適用します。

委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

コールレート	委託会社	販売会社	受託会社	合計
1.00%以上	年率0.27% (税抜)	年率0.27% (税抜)	年率0.06% (税抜)	年率0.60% (税抜)
1.00%未満	純資産総額に上記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。  45%			コールレートに 0.60を乗じて得た率 (税抜)
		45%	10%	

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は收受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

\*3 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.648%となります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から收受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を收受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

中国株式ファンドの委託会社の報酬には、中国株マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先であるダイワ・エス・ピー・インベストメンツ（香港）・リミテッドへの投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、信託財産に属する中国株マザーファンドの時価総額に対して、年10,000分の32.5の率を乗じて得た金額とし、委託会社が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。

## (4) 【その他の手数料等】

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、中国株式ファンドについては年率0.0126%<sup>\*1</sup>（税抜0.0120%）以内の率を乗じて得た額、マネー・ポートフォリオについては年率0.0063%<sup>\*2</sup>（税抜0.0060%）以内の率を乗じて得た額とし、各計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

\* 1 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.01296%となります。

\* 2 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.00648%となります。

信託財産留保額はありません。

#### (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として下記の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として下記の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。また、所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

< 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

#### < 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について >

公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、下記の税率で源泉徴収されます。

税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。また、所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

#### < 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

#### （参考）

##### < 個別元本について >

- ・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の〈収益分配金の課税について〉を参照）。

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

\* 上記の内容は、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

\* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 大和住銀 中国株式ファンド

## (1)【投資状況】

(平成25年10月末現在)

## 大和住銀 中国株式ファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 (中国株マザーファンド)	日本	5,416,352,098	69.16%
親投資信託受益証券 (中国A株マザーファンド)	日本	2,433,803,468	31.08%
純資産総額		7,831,794,005	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

&lt;参考：マザーファンドの投資状況&gt;

(平成25年10月末現在)

## 中国A株マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,433,061,385	99.97%
	香港	126,337	0.01%
純資産総額		2,433,884,340	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 中国株マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
株式	中国	2,746,065,392	50.70%
	香港	1,178,075,410	21.75%
	ケイマン諸島	994,737,219	18.37%
	バミューダ	260,519,284	4.81%
純資産総額		5,416,185,426	-

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## （2）【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

（平成25年10月末現在）

#### イ．主要銘柄の明細

##### 大和住銀 中国株式ファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	中国株マザーファンド	親投資信託受 益証券	4,862,511,984	1.1038	1.1139	-	69.16%
	日本	-	-	5,367,414,341	5,416,352,098	-	
2	中国A株マザーファンド	親投資信託受 益証券	2,040,754,208	1.1593	1.1926	-	31.08%
	日本	-	-	2,365,846,354	2,433,803,468	-	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

< 参考：マザーファンドの主要銘柄の明細 >

##### 中国A株マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Credit Suisse China Thematic Fund Class N (for Qualified Institutional Investors only) ケイマン諸島	投資信託受益 証券 -	2,048,017,678	1.1572 2,370,052,074	1.1880 2,433,061,385	- -	99.97%
2	ISHARES FTSE A50 CHINA INDEX ETF 香港	投資信託受益 証券 -	1,000	127.1000 127,100	126.3374 126,337	- -	0.01%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## 中国株マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	CHINA MOBILE LTD 香港	株式 電気通信サー ビス	415,000	1,094 454,147,365	1,037 430,411,440	- -	7.95%
2	CHINA CONSTRUCTION BANK-H 中国	株式 銀行	5,472,000	76 417,990,211	76 419,381,193	- -	7.74%
3	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 ソフトウェ ア・サービス	74,300	4,961 368,675,411	5,447 404,749,695	- -	7.47%
4	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 銀行	5,258,500	68 360,243,533	69 365,590,376	- -	6.75%
5	BANK OF CHINA LTD - H 中国	株式 銀行	6,275,000	44 279,143,375	46 288,714,005	- -	5.33%
6	CNOOC LTD 香港	株式 エネルギー	1,359,000	205 279,820,818	200 272,566,204	- -	5.03%
7	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL- H 中国	株式 エネルギー	2,262,000	78 177,100,123	79 179,112,624	- -	3.31%
8	PETROCHINA CO LTD-H 中国	株式 エネルギー	1,442,000	111 161,468,094	114 164,950,380	- -	3.05%
9	CHINA STATE CONSTRUCTION INT ケイマン諸島	株式 資本財	810,000	158 128,482,848	166 134,659,908	- -	2.49%
10	CITIC SECURITIES CO LTD-H 中国	株式 各種金融	629,000	202 127,433,764	206 130,151,925	- -	2.40%
11	CHINA PACIFIC INSURANCE GR- H 中国	株式 保険	366,000	370 135,601,719	351 128,623,929	- -	2.37%
12	PING AN INSURANCE CO-H 中国	株式 保険	152,000	749 113,898,953	770 117,170,948	- -	2.16%
13	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST 香港	株式 不動産	330,000	293 96,888,330	303 100,034,055	- -	1.85%
14	CHINA MERCHANTS BANK - H 中国	株式 銀行	435,560	187 81,590,431	195 85,253,901	- -	1.57%
15	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H 中国	株式 エネルギー	263,000	334 88,080,935	305 80,225,520	- -	1.48%
16	SIHUAN PHARMACEUTICAL HLDGS  バミューダ	株式 医薬品・バイ オテクノロジー ジー・ライフ サイエンス	1,083,000	73 79,148,347	73 79,423,646	- -	1.47%
17	HENGAN INTL GROUP CO LTD  ケイマン諸島	株式 家庭用品・ パーソナル用 品	63,000	1,113 70,143,948	1,182 74,467,890	- -	1.37%
18	CHINA LIFE INSURANCE CO-H 中国	株式 保険	282,000	264 74,551,776	263 74,193,354	- -	1.37%
19	CSR CORP LTD-H 中国	株式 資本財	784,000	72 56,798,448	82 64,770,160	- -	1.20%
20	ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC- H 中国	株式 資本財	176,000	320 56,371,392	360 63,417,816	- -	1.17%
21	CHINA LONGYUAN POWER GROUP- H 中国	株式 公益事業	496,000	98 48,668,115	113 56,296,148	- -	1.04%
22	CHINA RESOURCES ENTERPRISE  香港	株式 食品・生活必 需品小売り	160,000	299 47,891,280	349 55,924,000	- -	1.03%
23	CHINA TELECOM CORP LTD  中国	株式 電気通信サー ビス	1,000,000	51 51,926,373	51 51,983,900	- -	0.96%
24	GREAT WALL MOTOR COMPANY-H  中国	株式 自動車・自動 車部品	88,000	522 45,969,528	584 51,394,156	- -	0.95%



	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
25	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H 中国	株式 素材	149,000	340 50,753,572	343 51,132,330	- -	0.94%
26	LENOVO GROUP LTD 香港	株式 テクノロ ジー・ハード ウェアおよび 機器	456,000	98 44,859,182	103 47,409,316	- -	0.88%
27	CHINA RESOURCES LAND LTD ケイマン諸島	株式 不動産	160,000	277 44,332,480	283 45,349,280	- -	0.84%
28	PICC PROPERTY & CASUALTY -H 中国	株式 保険	290,000	138 40,035,315	149 43,346,184	- -	0.80%
29	LONGFOR PROPERTIES ケイマン諸島	株式 不動産	250,000	170 42,578,500	158 39,718,750	- -	0.73%
30	SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG 香港	株式 資本財	121,000	334 40,419,130	323 39,139,809	- -	0.72%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

##### 大和住銀 中国株式ファンド

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.23%
合計	100.23%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資有価証券の種類別投資比率>

##### 中国A株マザーファンド

種類別	投資比率
投資信託受益証券	99.97%
合計	99.97%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

##### 中国株マザーファンド

種類別	投資比率
株式	95.63%
合計	95.63%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

##### 大和住銀 中国株式ファンド

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資株式の業種別投資比率>

##### 中国A株マザーファンド

該当事項はありません。

## 中国株マザーファンド

業種別	投資比率
(海外)	
銀行	21.64%
エネルギー	13.49%
電気通信サービス	9.62%
資本財	8.33%
ソフトウェア・サービス	7.47%
保険	7.26%
不動産	5.94%
公益事業	4.09%
素材	2.90%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.71%
各種金融	2.58%
自動車・自動車部品	2.09%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.47%
家庭用品・パーソナル用品	1.37%
運輸	1.33%
耐久消費財・アパレル	1.14%
食品・生活必需品小売り	1.03%
小売	0.53%
半導体・半導体製造装置	0.32%
消費者サービス	0.26%
食品・飲料・タバコ	0.05%
小計	95.63%
合計	95.63%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

## 【投資不動産物件】

(平成25年10月末現在)

大和住銀 中国株式ファンド

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資不動産物件>

中国A株マザーファンド

該当事項はありません。

中国株マザーファンド

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

(平成25年10月末現在)

大和住銀 中国株式ファンド

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドのその他投資資産の主要なもの>  
中国A株マザーファンド

該当事項はありません。

中国株マザーファンド

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### 【純資産の推移】

大和住銀 中国株式ファンド

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成21年9月17日）	42,722	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成22年9月10日）	38,794	-	0.9441	-
第2計算期間末 （平成23年9月12日）	14,947	-	0.7953	-
第3計算期間末 （平成24年9月10日）	9,040	-	0.7187	-
平成24年11月末日	9,167	-	0.7825	-
平成24年12月末日	10,434	-	0.8899	-
平成25年1月末日	11,847	-	0.9954	-
平成25年2月末日	10,840	-	0.9485	-
平成25年3月末日	10,295	-	0.9458	-
平成25年4月末日	9,990	-	0.9682	-
平成25年5月末日	10,052	-	1.0455	-
平成25年6月末日	8,334	-	0.9042	-
平成25年7月末日	8,560	-	0.9702	-
平成25年8月末日	8,295	-	0.9998	-
第4計算期間末 （平成25年9月10日）	8,423	8,750	1.0294	1.0694
平成25年9月末日	7,897	-	1.0185	-
平成25年10月末日	7,831	-	1.0423	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

## 【分配の推移】

大和住銀 中国株式ファンド

期間	1口当りの分配金（円）
第1期（平成21年9月17日～平成22年9月10日）	0
第2期（平成22年9月11日～平成23年9月12日）	0
第3期（平成23年9月13日～平成24年9月10日）	0
第4期（平成24年9月11日～平成25年9月10日）	0.0400

## 【収益率の推移】

大和住銀 中国株式ファンド

期間	収益率
第1期（平成21年9月17日～平成22年9月10日）	5.6%
第2期（平成22年9月11日～平成23年9月12日）	15.8%
第3期（平成23年9月13日～平成24年9月10日）	9.6%
第4期（平成24年9月11日～平成25年9月10日）	48.8%

（注）収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

## (4) 【設定及び解約の実績】

大和住銀 中国株式ファンド

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成21年9月17日～平成22年9月10日）	49,276,412,510	8,186,839,717
第2期（平成22年9月11日～平成23年9月12日）	418,642,716	22,713,624,594
第3期（平成23年9月13日～平成24年9月10日）	1,114,809,207	7,331,323,002
第4期（平成24年9月11日～平成25年9月10日）	2,780,903,464	7,176,316,755

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[次へ](#)

## 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

## (1)投資状況

(平成25年10月末現在)

## 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	168,553,224	100.01%
純資産総額		168,542,760	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## &lt;参考：マザーファンドの投資状況&gt;

(平成25年10月末現在)

## キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
国債証券	日本	6,035,564,700	77.43%
純資産総額		7,794,451,195	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

(平成25年10月末現在)

## イ. 主要銘柄の明細

大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	キャッシュ・マネジメント・ マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	165,735,717	1.0169 168,550,077	1.0170 168,553,224	- -	100.01%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの主要銘柄の明細>

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	314 2年国債 日本	国債証券 -	1,450,000,000	100.00 1,450,014,500	100.00 1,450,101,500	0.1000 2014/03/15	18.60%
2	401 国庫短期証券 日本	国債証券 -	990,000,000	99.97 989,710,920	99.97 989,745,570	- 2014/04/10	12.70%
3	79 5年国債 日本	国債証券 -	600,000,000	100.19 601,176,000	100.07 600,456,000	0.7000 2013/12/20	7.70%
4	261 10年国債 日本	国債証券 -	500,000,000	101.20 506,045,000	101.06 505,345,000	1.8000 2014/06/20	6.48%
5	319 2年国債 日本	国債証券 -	500,000,000	100.01 500,060,000	100.01 500,075,000	0.1000 2014/08/15	6.42%
6	316 2年国債 日本	国債証券 -	500,000,000	100.01 500,065,000	100.01 500,050,000	0.1000 2014/05/15	6.42%
7	406 国庫短期証券 日本	国債証券 -	490,000,000	99.98 489,903,470	99.98 489,915,230	- 2014/02/03	6.29%
8	352 国庫短期証券 日本	国債証券 -	300,000,000	99.94 299,846,100	99.97 299,938,800	- 2014/03/20	3.85%
9	317 2年国債 日本	国債証券 -	200,000,000	100.00 200,000,000	100.01 200,024,000	0.1000 2014/06/15	2.57%
10	364 国庫短期証券 日本	国債証券 -	200,000,000	99.97 199,953,800	99.99 199,998,000	- 2013/11/11	2.57%
11	366 国庫短期証券 日本	国債証券 -	200,000,000	99.93 199,870,600	99.97 199,940,800	- 2014/05/20	2.57%
12	360 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.94 99,941,700	99.97 99,974,800	- 2014/04/21	1.28%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ロ．投資有価証券の種類別投資比率

大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.01%
合計	100.01%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

&lt;参考：マザーファンドの投資有価証券の種類別投資比率&gt;

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

種類別	投資比率
国債証券	77.43%
合計	77.43%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

## ハ．投資株式の業種別投資比率

大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）  
該当事項はありません。

&lt;参考：マザーファンドの投資株式の業種別投資比率&gt;

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

## 投資不動産物件

（平成25年10月末現在）

大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

該当事項はありません。

&lt;参考：マザーファンドの投資不動産物件&gt;

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

（平成25年10月末現在）

大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドのその他投資資産の主要なもの>  
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。



## (3)運用実績

## 純資産の推移

## 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成21年9月17日）	1	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成22年9月10日）	167	-	1.0008	-
第2計算期間末 （平成23年9月12日）	60	-	1.0016	-
第3計算期間末 （平成24年9月10日）	65	-	1.0020	-
平成24年11月末日	54	-	1.0021	-
平成24年12月末日	93	-	1.0021	-
平成25年1月末日	78	-	1.0021	-
平成25年2月末日	84	-	1.0021	-
平成25年3月末日	85	-	1.0021	-
平成25年4月末日	119	-	1.0022	-
平成25年5月末日	87	-	1.0021	-
平成25年6月末日	155	-	1.0022	-
平成25年7月末日	170	-	1.0022	-
平成25年8月末日	143	-	1.0022	-
第4計算期間末 （平成25年9月10日）	86	-	1.0022	-
平成25年9月末日	204	-	1.0023	-
平成25年10月末日	168	-	1.0022	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

## 分配の推移

## 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

該当事項はありません。

## 収益率の推移

## 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

期間	収益率
第1期（平成21年9月17日～平成22年9月10日）	0.1%
第2期（平成22年9月11日～平成23年9月12日）	0.1%
第3期（平成23年9月13日～平成24年9月10日）	0.0%
第4期（平成24年9月11日～平成25年9月10日）	0.0%

（注）収益率 = （当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額） ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

## (4) 設定及び解約の実績

## 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成21年9月17日～平成22年9月10日）	2,799,615,382	2,632,549,067
第2期（平成22年9月11日～平成23年9月12日）	532,245,052	638,664,771
第3期（平成23年9月13日～平成24年9月10日）	63,772,194	59,018,920
第4期（平成24年9月11日～平成25年9月10日）	1,080,401,303	1,059,685,901

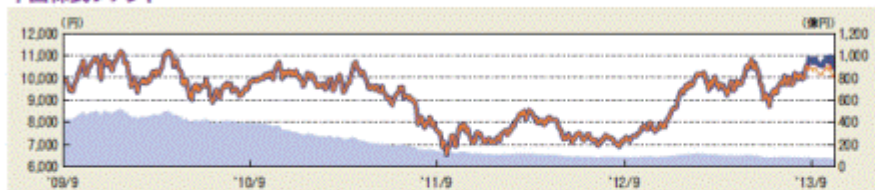
（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考情報)

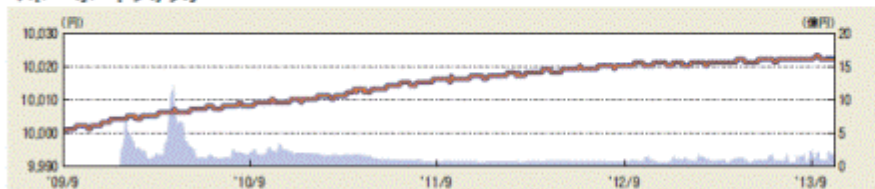
2013年10月31日現在

## 基準価額・純資産の推移 (設定日～2013年10月31日)

## 中国株式ファンド



## マネー・ポートフォリオ



■ 純資産総額：右目盛

— 基準価額 (信託報酬控除後)：左目盛

— 基準価額 (信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算)：左目盛

\* 基準価額 (信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算)は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

## 中国株式ファンド

2013年 9月	400円
2012年 9月	0円
2011年 9月	0円
2010年 9月	0円
設定来累計	400円

\* 分配金は1万口当たり、税引前

## マネー・ポートフォリオ

2013年 9月	0円
2012年 9月	0円
2011年 9月	0円
2010年 9月	0円
設定来累計	0円

\* 分配金は1万口当たり、税引前

## 主要な資産の状況

## 中国株式ファンド

投資銘柄	投資比率
中国株マザーファンド	69.2%
中国A株マザーファンド	31.1%

\* 投資比率は純資産総額対比

## マネー・ポートフォリオ

投資銘柄	投資比率
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	100.0%

\* 投資比率は純資産総額対比

## ■ 参考情報

## 中国株マザーファンド (上位5銘柄)

投資銘柄	業種	投資比率
1 CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	7.9%
2 CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	7.7%
3 TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェアサービス	7.5%
4 IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	6.7%
5 BANK OF CHINA LTD - H	銀行	5.3%

\* 投資比率は純資産総額対比 \* 業種は世界産業分類基準 (GICS)

## 中国A株マザーファンド (上位5銘柄)

投資銘柄	業種	投資比率
1 PING AN BK A	銀行	5.4%
2 INDUSTRIAL BK A	銀行	5.4%
3 PING AN INS A	保険	5.2%
4 CHINA MINSHEN A	銀行	5.0%
5 HENAN SHUANGH A	食品・飲料・タバコ	4.8%

\* 投資比率は、中国A株マザーファンドが投資対象とする「クレディスイス・チャイナ・テーマファンド クラスN (適格機関投資家限定)」における純資産総額対比

\* 業種は世界産業分類基準 (GICS)

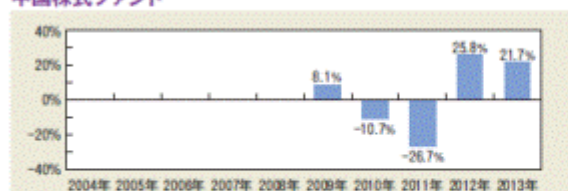
## キャッシュ・マネジメント・マザーファンド (上位10銘柄)

投資銘柄	種別	投資比率
1 314 2年国債	国債証券	18.6%
2 401 国庫短期証券	国債証券	12.7%
3 79 5年国債	国債証券	7.7%
4 261 10年国債	国債証券	6.5%
5 319 2年国債	国債証券	6.4%
6 316 2年国債	国債証券	6.4%
7 406 国庫短期証券	国債証券	6.3%
8 352 国庫短期証券	国債証券	3.8%
9 317 2年国債	国債証券	2.6%
10 364 国庫短期証券	国債証券	2.6%

\* 投資比率は純資産総額対比

## 年間収益率の推移

## 中国株式ファンド

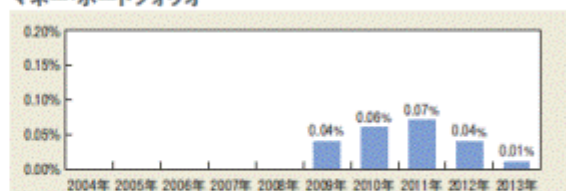


\* ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2009年は当初設定日 (2009年9月17日) から年末までの収益率、2013年は10月末までの収益率です。

\* ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

\* ファンドには、ベンチマークはありません。

## マネー・ポートフォリオ



- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、中国株式ファンドにおいては、取得申込受付日が香港取引決済所、上海証券取引所または深セン証券取引所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受けけないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、香港取引決済所、上海証券取引所または深セン証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。また、マネー・ポートフォリオへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。
- (2) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金支払いコース」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いの場合があります。
- \* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (4) 定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

#### [中国株式ファンド]

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、香港取引決済所、上海証券取引所または深セン証券取引所の休業日と同日の場合には、解約請求を受けけないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降で香港取引決済所、上海証券取引所または深セン証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、マザーファンドにおいて投資している投資信託証券の解約または換金中止、ならびに当該投資信託証券の基準価額（基準価格）の算出・発表が予定された時間にできない場合、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受け渡しに関する障害等）があるときは、解約請求の受付を中止または既に受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその解約を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

#### < 解約請求による換金手続き >

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。ただし、マザーファンドにおいて投資している投資信託証券の解約・換金中止または解約・換金代金の入金遅延、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受け渡しに関する障害等）があるときは、解約代金の支払いを延期する場合があります。

解約にかかる手数料：ありません。

#### [ マネー・ポートフォリオ ]

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

#### < 解約請求による換金手続き >

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。  
換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### 3 【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主要投資対象の評価方法 >

ファンド名	有価証券等	評価方法
中国株式ファンド	投資信託証券 (外国籍)	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。
	株式	原則として、基準価額計算日の取引所の最終相場で評価します。 外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。
マネー・ポートフォリオ	公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ・価格情報会社の提供する価額 残存期間が1年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

< インターネットホームページ > <http://www.daiwasbi.co.jp/>

< お電話によるお問い合わせ先 > 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成21年9月17日）から平成31年9月10日まで（約10年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

ただし、信託期間の終了前に信託財産の受益権の残存口数が各々につき、30億口を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます（後記「（5）その他 信託契約の解約」をご参照ください。）。

## (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年9月11日から翌年9月10日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

## (5)【その他】

### 信託契約の解約

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各々につき、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ニ．前ハ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ホ．前ハ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ヘ．前ハ．から前ホ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ハ．から前ホ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

### 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およ

びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は信託約款に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ロ．委託会社は、前イ．(前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ハ．前ロ．の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

## 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

## 運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を、半期該当日から3ヵ月以内に半期報告書を提出します。また、委託会社は決算時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

## 委託会社と関係法人との契約の変更

### イ．募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

### ロ．運用委託契約

委託会社とダイワ・エス・ビー・インベストメンツ(香港)・リミテッドとの間の運用委託契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。運用委託契約は、当事者間の合意により変更することができます。

## 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。



収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (3) 受益権の換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金(解約)手続等」をご参照ください。

#### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

#### (5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成24年9月11日から平成25年9月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【大和住銀 中国株式ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 平成24年9月10日現在	第4期 平成25年9月10日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	9,144,484,246	8,898,477,005
未収入金	21,364,404	78,290,315
流動資産合計	9,165,848,650	8,976,767,320
資産合計	9,165,848,650	8,976,767,320
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	-	327,306,553
未払解約金	44,563,260	147,238,160
未払受託者報酬	2,568,761	2,502,279
未払委託者報酬	77,064,177	75,069,681
その他未払費用	1,298,030	1,205,642
流動負債合計	125,494,228	553,322,315
負債合計	125,494,228	553,322,315
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	12,578,077,120	8,182,663,829
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,537,722,698	240,781,176
（分配準備積立金）	-	507,739,743
元本等合計	9,040,354,422	8,423,445,005
純資産合計	9,040,354,422	8,423,445,005
負債純資産合計	9,165,848,650	8,976,767,320

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期		第4期	
	自	平成23年9月13日 至 平成24年9月10日	自	平成24年9月11日 至 平成25年9月10日
営業収益				
有価証券売買等損益		1,049,383,490		4,021,915,777
営業収益合計		1,049,383,490		4,021,915,777
営業費用				
受託者報酬		5,740,098		5,116,729
委託者報酬		172,205,554		153,504,914
その他費用		1,298,030		1,205,642
営業費用合計		179,243,682		159,827,285
営業利益又は営業損失（ ）		1,228,627,172		3,862,088,492
経常利益又は経常損失（ ）		1,228,627,172		3,862,088,492
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,228,627,172		3,862,088,492
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		310,969,044		1,364,888,442
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		3,847,295,059		3,537,722,698
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,501,757,282		1,859,527,442
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,501,757,282		1,859,527,442
剰余金減少額又は欠損金増加額		274,526,793		250,917,065
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		274,526,793		250,917,065
分配金		-		327,306,553
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		3,537,722,698		240,781,176





## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第4期	
	自 平成24年9月11日 至 平成25年9月10日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期	第4期
	平成24年9月10日現在	平成25年9月10日現在
1. 元本状況		
期首元本額	18,794,590,915円	12,578,077,120円
期中追加設定元本額	1,114,809,207円	2,780,903,464円
期中一部解約元本額	7,331,323,002円	7,176,316,755円
2. 受益権の総数	12,578,077,120口	8,182,663,829口
3. 元本の欠損	3,537,722,698円	-

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期	第4期																	
	自 平成24年9月11日 至 平成25年9月10日																	
1. 親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	24,769,953円	22,035,604円																
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 第4期計算期間末（平成25年9月10日）に、投資信託約款に基づき計算した837,163,544円（1万口当たり1,023.09円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い327,306,553円（1万口当たり400円）を分配しております。 <table border="1" data-bbox="790 1294 1353 1594"> <tbody> <tr> <td>配当等収益 （費用控除後）</td> <td>133,272,037円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>701,774,259円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>2,117,248円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>837,163,544円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり分配可能額）</td> <td>(1,023.09円)</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>327,306,553円</td> </tr> <tr> <td>（1万口当たり収益分配金）</td> <td>(400円)</td> </tr> </tbody> </table>		配当等収益 （費用控除後）	133,272,037円	有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	701,774,259円	収益調整金	2,117,248円	分配準備積立金	0円	分配可能額	837,163,544円	（1万口当たり分配可能額）	(1,023.09円)	収益分配金	327,306,553円	（1万口当たり収益分配金）	(400円)
配当等収益 （費用控除後）	133,272,037円																	
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	701,774,259円																	
収益調整金	2,117,248円																	
分配準備積立金	0円																	
分配可能額	837,163,544円																	
（1万口当たり分配可能額）	(1,023.09円)																	
収益分配金	327,306,553円																	
（1万口当たり収益分配金）	(400円)																	

（金融商品に関する注記）  
金融商品の状況に関する事項

項目	第4期
	自 平成24年9月11日 至 平成25年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期
	平成25年9月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

## 第3期（平成24年9月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	763,313,071
合計	763,313,071

## 第4期（平成25年9月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,424,805,844
合計	2,424,805,844

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 第3期（平成24年9月10日現在）

該当事項はありません。

## 第4期（平成25年9月10日現在）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

## 第4期（自 平成24年9月11日 至 平成25年9月10日）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

第3期 平成24年9月10日現在	第4期 平成25年9月10日現在
1口当たり純資産額 0.7187円 「1口 = 1円（10,000口 = 7,187円）」	1口当たり純資産額 1.0294円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,294円）」

## （4）【附属明細表】

## 有価証券明細表

## &lt;株式以外の有価証券&gt;

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
----	----	----	----	-----	----

円	親投資信託 受益証券	中国 A 株マザーファンド	2,474,039,203	2,868,153,648	
	親投資信託 受益証券	中国株マザーファンド	5,465,714,998	6,030,323,357	
合計		2 銘柄	7,939,754,201	8,898,477,005	

[次へ](#)



## &lt;参考&gt;

当ファンドは、「中国A株マザーファンド」及び「中国株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 中国A株マザーファンド

## (1) 貸借対照表

区 分	第3期 平成24年9月10日現在 金額(円)	第4期 平成25年9月10日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	856,945	734,790
コール・ローン	6	6
投資信託受益証券	2,665,424,199	2,867,535,505
流動資産合計	2,666,281,150	2,868,270,301
資産合計	2,666,281,150	2,868,270,301
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	3,857,279,551	2,474,039,203
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,190,998,401	394,231,098
元本等合計	2,666,281,150	2,868,270,301
純資産合計	2,666,281,150	2,868,270,301
負債純資産合計	2,666,281,150	2,868,270,301

[次へ](#)

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第4期	
	自 平成24年9月11日	至 平成25年9月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額又は時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において確定分配金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第3期		第4期	
	平成24年9月10日現在		平成25年9月10日現在	
1. 元本状況				
期首元本額		6,099,523,562円		3,857,279,551円
期中追加設定元本額		-		-
期中一部解約元本額		2,242,244,011円		1,383,240,348円
元本の内訳				
大和住銀 中国株式ファンド		3,857,279,551円		2,474,039,203円
合計		3,857,279,551円		2,474,039,203円
2. 受益権の総数		3,857,279,551口		2,474,039,203口
3. 元本の欠損		1,190,998,401円		-

## (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第4期	
	自 平成24年9月11日	至 平成25年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期
	平成25年9月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第3期（平成24年9月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	402,932,663
合計	402,932,663

第4期（平成25年9月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,156,449,210
合計	1,156,449,210

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第3期（平成24年9月10日現在）

該当事項はありません。

第4期（平成25年9月10日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期（自平成24年9月11日 至 平成25年9月10日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第3期 平成24年9月10日現在	第4期 平成25年9月10日現在
1口当たり純資産額 0.6912円 「1口 = 1円(10,000口 = 6,912円)」	1口当たり純資産額 1.1593円 「1口 = 1円(10,000口 = 11,593円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表

&lt;株式以外の有価証券&gt;

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Credit Suisse China Thematic Fund Class N (for Qualified Institutional Investors only)	2,477,793,673	2,867,406,905	
		小計（日本）1銘柄	2,477,793,673	2,867,406,905	
香港・ドル	投資信託受益証券	ISHARES FTSE A50 CHINA INDEX ETF	1,000.000	10,000.000	
		小計（香港・ドル）1銘柄	1,000.000	10,000.000 (128,600)	
合計				2,867,535,505 (128,600)	

- (注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。  
2. 合計欄は邦貨金額を表示しております。( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示してあります。  
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入有価証券 時価比率	有価証券の合計 金額に対する比率
香港・ドル	投資信託受益証券 1銘柄	0.00%	0.00%

組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

[前へ](#) [次へ](#)

## &lt;参考&gt;

「中国A株マザーファンド」は、ケイマン籍の円建て外国投資信託である「クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN」（以下、当該ファンド）受益証券を主要投資対象としております。なお、当該ファンドは、マザーファンドの貸借対照表の資産の部に「投資信託受益証券」として計上しております。

当該ファンドは、2012年12月31日に計算期間が終了し、国際財務報告基準（以下、「IFRSs」という。）に準拠した財務諸表が作成され、現地において独立監査人による財務書類の監査を受けております。

以下の「貸借対照表」、「包括利益計算書」、「受益者に帰属する純資産変動計算書」、「キャッシュフロー計算書」及び「財務諸表に関する注記」は、当該ファンドに係る2012年12月31日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

貸借対照表

	2012年12月31日 現在 (アメリカ・ドル)	2011年12月31日 現在 (アメリカ・ドル)
<b>資産の部</b>		
有価証券評価額	64,456,404	88,889,916
有価証券売却による未収入金	458,547	2,103,411
その他の未収入金	48,379	98,638
現金及び現金同等物	2,281,639	2,307,279
<b>資産合計</b>	<b>67,244,969</b>	<b>93,399,244</b>
<b>負債の部</b>		
未払税金	7,188,749	6,155,899
有価証券購入による未払金	654,252	1,762,806
その他未払費用	107,133	140,909
<b>負債の部合計</b>	<b>7,950,134</b>	<b>8,059,614</b>
<b>受益者に帰属する純資産</b>	<b>59,294,835</b>	<b>85,339,630</b>
内訳：		
市場価格（買い値段）から市場価格（最終取引価格）への調整金額	35,100	44,224
受益者に帰属する純資産（最終取引価格を適用）	59,329,935	85,383,854

後述の注記は、本財務諸表の一部である。

包括利益計算書

	2012年12月31日に終了した年度 (アメリカ・ドル)	2011年12月31日に終了した年度 (アメリカ・ドル)
受取配当金	1,462,705	1,381,192
受取利息	16,839	42,758
有価証券評価（損）益	6,954,383	(30,853,413)
為替取引に係る差（損）	(121,423)	(257,490)
<b>収益合計</b>	<b>8,312,504</b>	<b>(29,686,953)</b>
管理報酬	847,183	1,594,205
取引費用	814,894	1,289,904
受託会社報酬	95,468	172,311
保管手数料	95,322	322,471
監査報酬	55,046	52,287
会計及び専門家報酬	10,975	16,500
弁護士費用	-	606
設立費用	28,369	28,291
その他の営業費用	721	7,112
<b>費用合計</b>	<b>1,947,978</b>	<b>3,483,687</b>

税引前利益(損失)	6,364,526	(33,170,640)
税金	(1,101,231)	(3,152,798)
受益者に帰属する純資産の増加(減少)額	5,263,295	(36,323,438)

後述の注記は、本財務諸表の一部である。

## 受益者に帰属する純資産変動計算書

	2011年12月31日に終了した年度 (アメリカ・ドル)			
	クラス I	クラス B	クラス N	合計
期首(2011年1月1日)	36,769,211	40,572,775	115,230,369	192,572,355
受益証券の発行・買い戻し				
当年度中の受益証券の発行	4,156,990	3,548,000	-	7,704,990
当年度中の受益証券の買い戻し	(15,045,013)	(11,990,741)	(51,578,523)	(78,614,277)
受益証券の発行・買い戻し合計	(10,888,023)	(8,442,741)	(51,578,523)	(70,909,287)
受益者に帰属する純資産の運用による減少	(7,619,534)	(9,468,114)	(19,235,790)	(36,323,438)
期末(2011年12月31日)	18,261,654	22,661,920	44,416,056	85,339,630

	2012年12月31日に終了した年度 (アメリカ・ドル)			
	クラス I	クラス B	クラス N	合計
期首(2012年1月1日)	18,261,654	22,661,920	44,416,056	85,339,630
受益証券の発行・買い戻し				
当年度中の受益証券の発行	-	40,000	-	40,000
当年度中の受益証券の買い戻し	(15,709,847)	(5,366,135)	(10,272,108)	(31,348,090)
受益証券の発行・買い戻し合計	(15,709,847)	(5,326,135)	(10,272,108)	(31,308,090)
受益者に帰属する純資産の運用による増加(減少)	(63,398)	(1,535,043)	3,791,650	5,263,295
期末(2012年12月31日)	2,488,409	18,870,828	37,935,598	59,294,835

後述の注記は、本財務諸表の一部である。

## キャッシュフロー計算書

	2012年12月31日に終了した年度 (アメリカ・ドル)	2011年12月31日に終了した年度 (アメリカ・ドル)
<b>営業活動によるキャッシュフロー</b>		
運用による受益者に帰属する純資産の増加（減少）	5,263,295	(36,323,438)
調整:		
受取配当金	(1,462,705)	(1,381,192)
受取利息	(16,839)	(42,758)
有価証券評価（損）益	(6,954,383)	30,853,413
調整後純資産の増加（減少）計	(3,170,632)	(6,893,975)
有価証券売却による受取金	273,904,675	445,214,800
有価証券購入による支払金	(242,516,780)	(378,747,747)
有価証券売却に伴う受取債権の減少（増加）	1,644,864	(2,103,411)
有価証券購入に伴う支払債務の増加（減少）	(1,108,554)	(663,672)
未払費用その他の支払債務の増加（減少）	(33,776)	(118,307)
その他未収入金の増加（減少）	(48,379)	-
税金の支払額	1,032,850	3,207,949
配当金の受取額	1,539,453	1,409,483
利息の受取額	38,729	20,868
<b>営業活動による正味キャッシュフロー 合計</b>	<b>31,282,450</b>	<b>61,325,988</b>
<b>投資活動によるキャッシュフロー</b>		
受益証券の発行	40,000	7,704,990
受益証券の償還	(31,348,090)	(78,614,277)
<b>投資活動による正味キャッシュフロー 合計</b>	<b>(31,308,090)</b>	<b>(70,909,287)</b>
現金及び現金同等物の純（減少）額	(25,640)	(9,583,299)
現金及び現金同等物期首残高	2,307,279	11,890,578
現金及び現金同等物期末残高	2,281,639	2,307,279

後述の注記は、本財務諸表の一部である。

## 財務諸表に関する注記

## &lt; 重要な会計方針 &gt;

## (a) 準拠記載

2012年12月31日に終了した年度に関する当ファンドの財務諸表は、国際財務報告基準及び国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）による解釈指針に準拠して作成されている。当ファンドによる重要な会計方針の要約は下記に示している。

IASBは、いくつかのIFRSsの改訂、並びにファンドで当期末初めて適用される新解釈を一つ公表した。これらのうち、以下の変更が当ファンドの財務諸表に関わるものである。

- IFRS第7号の改訂「金融商品：開示 金融資産の譲渡」
- IAS第12号の改訂「法人所得税 繰延税金：原資産の回収」

当該変更による影響は以下のとおりである。

- IFRS第7号の改訂は、全体として認識されている金融資産の譲渡ならびに全体として認識の中止が行われているものの、企業が継続的関与を有する金融資産の譲渡に関し、譲渡の時期に関わらず、一定の開示を行うよう求めている。

ただし、会社は適用初年度の比較期間においては当該開示を行う必要はない。当ファンドには、前期及び当期において、この改訂に基づき当期に開示を行う必要がある金融資産の譲渡はなかった。

- IAS第12号の改訂では、未だ当ファンドの財務諸表に重大な影響を与えるものはない。この改訂が効力を生ずるのは、当ファンドが当該規定に関連する取引を行った場合である。

ファンドは、当会計期間において効力の発生していないどんな新基準・新規則も適用していない。

(b) 財務諸表の作成基準

当ファンドの機能通貨兼表示通貨は米ドルである。米ドルで表示される財務情報において、1米ドル未満の数値は四捨五入されている。

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。ただし、下記に定める会計方針の通り、公正価値で測定しその変動を損益として認識する金融商品はこの限りではない。

IFRSsに準拠した財務諸表の作成にあたり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益及び費用の計上額に影響を与える判断、見積り及び仮定の設定を行うことが求められている。見積り及びこれに伴う仮定は、各々の状況に応じて合理的であると考えられ、過去の実績及びその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。見積り及びその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された年度及びその影響を受ける将来の期間に認識される。

(c) 金融資産及び金融負債

(i) 認識及び測定

公正価値で測定しその変動を損益として認識する金融資産及び金融負債は、当初は当ファンドが当該資産の契約条項の当事者となった取引日に認識される。その他の金融資産及び負債は、それらが発生したときに認識される。

公正価値で測定しその変動を損益として認識する金融資産及び金融負債は、公正価値で認識され、取引費用は包括利益計算書で認識される。公正価値で測定しその変動を損益として認識しない金融資産または金融負債は、その取得または発行に直接起因する取引費用を公正価値に加算して測定される。

(ii) 分類

当ファンドは金融資産及び金融負債を次のように分類した。

公正価値で測定しその変動を損益として認識する金融資産：

- 公正価値で測定しその変動を損益として認識する - 株式投資

償却原価で認識される金融資産：

- 貸付金及び未収入金 - 現金及び現金同等物、未収配当金及びその他の未収入金

償却原価で認識される金融負債：

- その他の負債 - 有価証券の購入にかかる未払金、未払費用及びその他の未払費用ならびに受益者に帰属する純負債

当ファンドは、特定の資産が内部において公正価値ベースで管理、評価及び報告されるときには、「公正価値で測定しその変動を損益として認識する金融資産」としてこれを指定している。

固定または決定可能な支払価額が付された非デリバティブ金融資産は、活発な市場価格で価格が決定しない限り、あるいは信用劣化以外の理由で当初投資金額の実質的にすべてを回収できない場合がある資産でない限り、貸付金及び債権として分類される場合がある。

(iii) 償却原価の測定

金融資産または金融負債の償却原価は、当該資産または負債が当初の認識で測定された金額から元金返済分を控除し、当初認識金額と償還金額との差額に実効金利法を用いて償却累積額を加算または控除し、そこから減損額を控除した金額である。

(iv) 公正価値の測定

公正価値は、測定日に取引に関する知識を有している当事者が自発的に行う独立した第三者間取引において、資産が交換され、または負債が決済される金額をいう。

入手可能な場合には、当ファンドは当該資産の活発な市場における相場価格を用いた資産の公正価値を測定する。活発な市場とは、相場価格が容易にかつ頻繁に入手でき、かつ独立した第三者間取引において実際にかつ頻繁に行われる市場取引を表しているときとみなされる。

金融資産の市場価値が活発な市場で取引されていないときには、当ファンドは評価技法を用いて公正価値を算定する。評価技法には、取引に関する知識を有している当事者が自発的に行う直近の独立第三者間取引の利用（入手可能な場合）、実質的に同一の金融商品の現時点での公正価値の参照、割引キャッシュフロー分析及びオプション・プライシング・モデルが含まれる。

用いられる評価技法は、次の場合に最も有効な使用となる。マーケットインプットが、当ファンドに固有の推定値に極力依存していない場合、評価技法に市場参加者による価格決定の際に考慮されるすべての要因が含まれている場合、評価技法が金融資産の価格決定について経済学的に認められている方法と一致している場合である。

評価技法へのインプットは、当該金融資産に内在しているリスク/リターン要素に関する市場の期待及び測定方法を合理的に表明している。当ファンドは、同一資産においても、また、その他の手に入る観察可能な市場データに基づいて評価技法の精度を上げている。

金融商品の当初認識時の公正価値を決定する最善の根拠となるものは、取引価格、すなわち支払対価または受取対価の公正価値である。ただし、当該金融商品の公正価値は、（修正または再パッケージ化されないという意味で）同一資産についての市場において観察可能な別の最新取引と比較されるか、観察可能な市場からのデータのみ



を含む変数を持つ評価技法に基づいているかによって算定される。取引価格が当初の認識における公正価格の最良の根拠となると、当該金融資産は当初はその取引価格で測定される。

当該価格と評価モデルから当初取得された価値との差額は、その後当該資産の残存期間中にわたり、当該金融資産の価値が観察可能なマーケットデータによって完全に裏付けられるか、当該取引が決済されるまでの間は、適切な根拠に基づいて利益または損失として認識される。

資産及びロング・ポジションは買い値段で測定される。負債及びショート・ポジションは売り値段で測定される。

金利及び配当収入ならびに費用以外のすべての変動は、公正価値で測定し、損益として金融資産からの純利益として包括利益計算書で認識される。

(v) 減損の識別及び測定

当ファンドは、決算日ごとに、償却原価で測定された金融資産が減損している客観的な証拠があるかどうかを評価する。金融資産または金融資産グループについて、資産の当初認識後に損失事象が発生し、その損失事象が資産の将来のキャッシュフローに信頼できる形で測定できるような影響を及ぼすことを客観的証拠が示した場合に減損する。

金融資産が減損される客観的証拠としては、次の事由が挙げられる。資金の借り手または発行体の重大な財政的困難、借り手による債務不履行または支払い遅延、このような状況になれば考慮しない条件でファンドが行う貸付金等のリストラクチャリング、借り手または発行体が破産に陥るとの兆候、または債務者グループの支払状況の悪化など、債務者グループに関する観察可能なデータ、または債務者グループの債務不履行と相関関係のある経済状況の変化。

その後の事由が原因となって減損金額が減少した場合には、その減少分は包括利益計算書を通じて繰り戻される。

償却原価で計上されている金融資産減損金額は、その帳簿価額と将来のキャッシュフローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額で測定される。減損金額は包括利益計算書の中で認識され、貸付金及び債権に対する引当金勘定に反映される。減損した資産からの利息は、割引の振戻しがなされている間認識されるものとする。

当ファンドは、当該金融資産が回収不能と判断されたときには、償却原価で計上されている金融資産を償却する。

(vi) 認識の中止

当ファンドは、金融資産のキャッシュフローを受領する契約上の権利が消滅した場合、または、金融資産の所有に伴うすべてのリスクと経済価値を実質的に移転したか、あるいは、当ファンドは当該資産の所有に伴うすべてのリスクと経済価値を実質的に移転も保持もしていないが、資産に対する支配を移転している場合、当該金融資産の認識を中止する。当ファンドの資産より生じたまたは保有された、認識の中止に適合するような譲渡された金融資産にかかる利息は、貸借対照表上の別個の資産または負債として認識される。

金融資産の認識の中止にあたって、当該資産の帳簿価格（または認識が中止される資産の該当部分に配賦されている帳簿価格）と受領した対価（かかる帳簿価格から少額で取得した新規の資産及び負担する新規の負債を含む）との差額は、包括利益計算書で認識される。

当ファンドは、契約上の義務が解除、解約または期限満了した場合、金融負債を認識する。

(vii) 相殺

当ファンドが認識金額を相殺する法的権利を持ち、純額（ネット）ベースで決済するか、または資産を認識すると同時に負債を決済する意図を持っている時に限り、金融資産及び負債は相殺され、その正味金額が貸借対照表に記載される。

利益及び費用は、例えば、公正価値で測定しその変動を損益として認識する金融資産の損益と同様の一連の取引に起因する利益及び損失として、IFRSsによって認められているときに限って純額ベースで記載される。

(viii) 特定の資産

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には銀行預金や、買付から3ヵ月以内の償還期限をもつ流動性の高い投資資産がある。それらの投資資産は、公正価値変動によるリスクが僅少であり、当ファンドではデリバティブ取引、有価証券の売建及び買建に伴う証拠金よりもむしろ短期の現金支払のために利用される。

(d) 収益の認識

経済的利益が当ファンドに流入し、収益及び費用に当てはまり、それが信頼に足る形で測定できる場合、収益は次のような形で包括利益計算書で認識される。

受取利息

受取利息は、実効金利法を用いて、発生に伴い利益または損失の形で認識される。銀行預金利息は、包括利益計算書上に別途開示される。債券からの受取利息は投資の純損益の中に含まれる。

#### 受取配当金

上場銘柄の受取配当金は、投資対象の株価が配当落ちしたときに認識される。その他の投資からの受取配当金は、配当金の発表をもって包括利益計算書で認識される。

場合に応じ、当ファンドは配当を現金に代わり追加株式で受領することも、またはその選択をすることも可能である。この場合、当ファンドは、受取配当金相当額を追加投資として株式の借方に認識する。

#### (e) 費用

すべての費用は、包括利益計算書で発生主義にて認識される。

#### (f) 税金

税金は当期税金と繰延税金で構成される。当期税金及び繰延税金の資産及び負債の変動は包括利益計算書で認識される。

当期税金は、決算日の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得にかかる予想未払税金額である。

繰延税金の資産及び負債は、資産及び負債の財務報告目的と税務報告目的の帳簿価額の差額を表している将来の減算及び加算の一時差異からそれぞれ発生する。

特定の制限的な例外を除き、すべての繰延税金の資産及び負債は、当該資産から生じる将来の課税所得の実現の可能性が高い範囲で認識される。

#### (g) 外貨建て取引の換算

当期中の外貨建ての取引は、取引日における為替レートで米ドルに換算される。外貨建て資産及び負債は、決算日現在の為替レートで米ドルに換算される。為替差損益は包括利益計算書で認識される。

#### (h) 関連当事者

(1) 個人またはその家族の近親者が以下のグループに関連している場合、当事者は当ファンドに関連があるとみなされる：

- ( ) ファンドに対して単独または共同で支配権を持っている。
- ( ) ファンドに対して重要な影響力を有している。
- ( ) ファンドの主要な経営幹部の一員である。

(2) 以下のいずれかの条件に当てはまる場合、当事者はファンドと関連がある。

- ( ) 企業やパートナーシップが、同一グループの一員である（これは各親会社、子会社及び兄弟会社が互に関連していることを意味する）。
- ( ) ある企業が、別の企業の関連会社又はジョイント・ベンチャーである（あるいは別の企業が一員であるグループの関連会社またはジョイント・ベンチャー）。
- ( ) 両企業が同一の第三者の合併会社である。
- ( ) ある企業が第三者の合併会社であり、別の企業がその第三者の関連会社である。
- ( ) 企業が、ファンド又はファンドに関連した企業のいずれかの従業員給付のための退職給付制度である。
- ( ) 企業が(1)で識別された個人に支配又は共同支配されている。
- ( ) (1)( )で識別された個人が、その企業に重要な影響力を有している、又はその企業（あるいはその企業の親会社）の主要な経営幹部の一員である。

ある個人の近親者とは、当ファンドとの取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

#### (i) 外国為替損益

公正価値で測定しその変動を損益として認識する金融資産及び金融負債の外国為替損益は、公正価値のその他の変動とともに認識される。損益項目の「外国為替（損）益」には、公正価値で測定しその変動を損益として認識するものとして分類されるもの以外の金融資産及び金融負債にかかる正味の外国為替損益が記載されている。

#### (j) 発行済み受益証券

当ファンドは、金融商品の契約条件の実質的内容に従い、発行された金融商品を金融負債または資本性金融商品に分類している。

当ファンドはクラスI受益証券、クラスB受益証券及びクラスN受益証券の3クラスの受益証券を発行する。これらは償還または譲渡が可能で、当ファンドの終了とともに所得の分配を得る資格がある。

クラスN受益証券は、年に2回、つまり1月及び7月の最初の営業日に計算された分配金を受領する権利を有する。各年の1月及び7月の最初の営業日時点におけるクラスN受益証券一口当たりの純資産価額が、当初販売価格と等しいかこれを下回る場合には、その直前の半年間についての分配金は支払われない。クラスN受益証券の未払分配金及び当該分配

金の支払日は、毎年1月20日及び7月20日（ただし、当該日が営業日でない場合には翌営業日）に発表される。クラスN受益証券の分配金は、支払日にクラスN受益証券への自動的な再投資により支払われる。再投資されるクラスN受益証券は、直前半年の末日において該当する受益者に保有されているクラスN受益証券の数に基づき受益者に分配される。クラスN受益証券は、管理会社または投資サブ管理会社によって投資勧誘された投資家のみ販売される。

クラスN受益証券に支払われる分配金を除き、当ファンドが終了するまではいかなる所得も受益者には分配されない。

当ファンドが終了すると、受益者は当ファンドの資産の売却または換金による正味の手取り金額から負債を控除した額の全額につき、終了日における当ファンドの持ち分に応じて比例配分にてこれを受領する権利がある。受益証券は、IFRSsに従って負債として分類される。

[前へ](#) [次へ](#)

## 有価証券明細 2012年12月31日現在（未監査）

株式	銘柄	株数	評価額 (アメリカ・ドル)	純資産比率 (%)
中国				
	Aeolus Tyre Co Ltd A Shr Ord CNYI	200,000	280,614	0.47
	Anhui Hong1u Stee1 Construction Group Company Ltd A Shr Ord CNYI	374,641	794,485	1.34
	Anhui Xingma Automobile Co Ltd A Shs Ord CNY1	299,902	426,561	0.72
	Bank of Beijing Co Ltd Ord CNY1 C1 A	550,000	821,133	1.39
	Bank of Nanjing Co Ltd A Shr Ord CNY1	10,000	14,737	0.03
	Bank of Ningbo Co Ltd A Shr Ord CNYI	1,699,910	2,906,319	4.90
	BBMG Corp A Shr Ord CNY1	137,134	178,099	0.30
	Beijing eGOVA Co Ltd A Shs Ord CNYI	50,000	239,036	0.40
	Beijing Tongrentang Co C1 A Ord CNYI	99,920	286,004	0.48
	Beijing Urban Constr Inv & Dev Co Ltd A Shs Ord CNYI	400,000	954,858	1.61
	Beijing Venustech Inc A Shs Ord CNYI	149,927	353,084	0.60
	Beijing Zhongke Sanhuan High-Tech Co Ltd A Shs Ord CNYI	300,301	1,571,118	2.65
	Bohai Leasing Co Ltd C1 A Ord CNYI	149,910	158,112	0.27
	Chenzhou Mining Group Co A Shs Ord CNYI	309,964	998,680	1.68
	China CNR Corp Ltd A Shs Ord CNYI	1,500,000	1,083,606	1.83
	China Communications Construction Co Ltd A Shs Ord Npv	1,000,000	844,410	1.42
	China Fiberglass Co Ltd A Shr Ord CNYI	809,999	1,319,831	2.23
	China Fortune Land Development Co Ltd Ord CNY1	99,896	450,151	0.76
	China International Travel Service Corp Ltd A Shs Ord CNY1	50,000	220,654	0.37
	China Life Insurance Co A Shs Ord Npv	170,261	584,374	0.99
	China Merchants Property Dev A Shr Ord CNY1	75,699	363,110	0.61
	China Minsheng Banking Co Ltd A Shr Ord CNY1	2,200,000	2,779,490	4.69
	China Pacific Insurance Group A Shr Ord CNYI	600,000	2,166,249	3.65
	China Shenhua Energy Co Ltd A Shs Ord CNYI	349,988	1,423,168	2.40
	China State Construction Engineering Corp Ltd A Shr Ord CNYI	1,000,000	626,084	1.06
	China Vanke Co Ltd A Shr Ord CNYI	599,934	974,657	1.64
	Chongqing Lummy Pharmaceutical Co Ltd A Shr Ord CNYI	65,479	191,837	0.32
	CITIC Securities Co Ltd A Shr Ord CNYI	799,976	1,714,454	2.89
	CSG Holding Co Ltd A Shr Ord CNY1	200,000	264,882	0.45
	CSR Corp Ltd A Shr Ord CNY1	1,000,000	797,855	1.35
	East China Engineering Sci & Technology Co Ltd C1 A Ord CNYI	99,988	350,886	0.59
	Emei Shan Tourism Company Ltd A Shr Ord CNY1	99,910	309,231	0.52
	Everbright Securities Co Ltd A Shrs Ord CNY1	200,000	453,670	0.77
	Fiberhome Telecommunication Technologies Co Ltd A Shr Ord CNYI	53,208	194,409	0.33
	Finance Street Holding Co Ltd A Shr Ord CNYI	700,000	757,401	1.28
	Gemdale Corp A Shr Ord CNY1	1,099,850	1,237,711	2.09
	Great Wall Motor Co Ltd A Shs Ord Npv	197,679	748,928	1.26
	Gree Electric Appliances Inc of Zhuhai A Shs Ord CNY1	100,000	409,202	0.69
	Guizhou Jiulian Industrial Explosive Material Development Co Ltd A Shr Ord CNYI	295,697	1,163,003	1.96
	Guizhou Tyre Co Ltd A Ord CNYI	249,905	191,364	0.32
	Haitong Securities Co Ltd C1 A Ord CNYI	650,000	1,069,559	1.80
	Hefei Rongshida Sanyo Ele Co Ltd A Shs Ord CNYI	100,000	122,167	0.21

Henan Dayou Energy Co Ltd A Shs Ord CNY1	98,965	323,465	0.55
Henan Shuanghui Investment & Development Co Ltd A Shr Ord CNY1	150,000	1,394,240	2.35
Henan Zhongfu Industrial Co Ltd Shs A Ord CNY1	399,978	317,840	0.54
Hong Yuan Securities Co Ltd A Shr Ord CNY1	299,904	907,531	1.53
Huaneng Power International Inc A Shs Ord CNY1	199,972	229,532	0.39
Huaxia Bank Co Ltd A Shs Ord CNY1	800,000	1,330,508	2.24
Hubei Xingfa Chemicals Group Co Ltd A Shs Ord CNY1	119,914	346,698	0.59
Hubei Yihua Chemicals Industry Co Ltd A Shr Ord CNY1	99,935	178,077	0.30
Hundsun Electronics Co Ltd A Ord CNY1	199,954	359,835	0.61
Industrial Bank Co Ltd A Shs Ord CNY1	1,159,787	3,109,299	5.24
Industrial Securities Co Ltd A Shr Ord CNY1	575,100	1,131,883	1.91
Inner Mongolia Yili Industrial Gr Co Ltd A Shs Ord CNY1	300,000	1,057,118	1.78
Jiangsu Changqing Agricultural and Chemical Co Ltd A Shr Ord CNY1	100,000	271,463	0.46
Jilin Liyuan Aluminum Co Ltd A Shr Ord CNY1	199,910	611,681	1.03
Jinke Properties Group Co Ltd A Shr Ord CNY1	156,176	363,287	0.61
Kweichow Moutai Co Ltd A Shr Ord CNY1	40,000	1,342,387	2.26
Liaoning Huajin Tongda Chemicals Co Ltd A Shs Ord CNY1	650,000	710,605	1.20
Ourpalm Co Ltd Ord CNY1	150,000	550,472	0.93
Ping An Insurance (Group) Co of China Ltd A Shr Ord CNY1	199,950	1,453,756	2.45
Poly Real Estat Group Co Ltd A Shr Ord CNY1	31,848	69,430	0.12
Sailun Co Ltd A Ord CNY1	149,950	182,467	0.31
Sany Heavy Industry Co Ltd A Ord CNY1	300,000	509,536	0.86
SDIC Xinji Energy Co Ltd A Shrs Ord CNY1	200,000	306,941	0.52
Shanghai Pudong Development Bank A Shs Ord CNY1	1,699,934	2,715,332	4.58
Shanxi Coal International Energy Co Ltd A Shr Ord CNY1	199,908	654,358	1.10
Shanxi Lu' An Enviroment Engy Dev Co Ltd A Shs Ord CNY1	249,865	878,049	1.48
Shanxi Xinghuacun Fen Wine Factory Co Ltd A Shr Ord CNY1	69,914	468,024	0.79
Shenzhen Zhongjin Lingnan Nonfemet Co Ltd A Shs Ord CNY1	800,000	1,162,268	1.96
Sinohydro Group Ltd Ord A Shs CNY1	2,000,000	1,223,271	2.06
Suning Universal Co Ltd C1A Ord CNY1	999,955	1,272,979	2.15
Tangshan Jidong Cement Co Ltd A Shr Ord CNY1	100,000	221,377	0.37
Tong Oil Tools Co Ltd A Shr Ord CNY1	20,000	49,412	0.08
Tongling Nonferrous Metals Group Co Ltd A Shr Ord CNY1	199,955	606,683	1.02
Xiamen Tungsten Co Ltd A Shr Ord CNY1	100,000	624,799	1.05
Xinjiang Tianfu Thermoelectric Co Ltd A Shr Ord CNY1	100,000	129,712	0.22
Yantai Wanhua Polyurethane Co Ltd A Shr Ord CNY1	403,474	1,004,604	1.69
Yunnan Yuntianhua Co Ltd A Shs Ord CNY1	500,000	1,038,657	1.75
Zhangjiajie Tourism Development Co Ltd A Shr Ord CNY1	199,906	298,453	0.50
Zhejiang Kaishan Compressor Co Ltd C1 A Ord CNY1	27,469	152,091	0.26
Zhejiang Satellite Petrochemical Co Ltd A Shr Ord CNY1	64,300	172,074	0.29
Zhengzhou Yutong Bus Co Ltd A Shr Ord CNY1	440,784	1,783,175	3.01
Zoomlion Heavy Industry Science and Technology Co Ltd A Shr Ord CNY1	100,000	147,852	0.25
合計			
(取得価額合計: アメリカ・ドル 56,744,899)		64,456,404	108.71
その他純負債合計		(5,161,569)	(8.71)
純資産合計		59,294,835	100.00

[前へ](#) [次へ](#)

## 中国株マザーファンド

## (1) 貸借対照表

区 分	第 3 期 平成24年 9 月10日現在 金 額 (円)	第 4 期 平成25年 9 月10日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	40,574,105	114,848,371
コール・ローン	183,523,850	644,098,710
株式	6,255,061,007	5,308,774,704
派生商品評価勘定	-	24
未収入金	-	20,070,441
未収配当金	20,801,902	21,011,362
流動資産合計	6,499,960,864	6,108,803,612
資産合計	6,499,960,864	6,108,803,612
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	58,000
未払解約金	21,364,404	78,290,315
流動負債合計	21,364,404	78,348,315
負債合計	21,364,404	78,348,315
純資産の部		
元本等		
元本	8,435,328,934	5,465,714,998
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	1,956,732,474	564,740,299
元本等合計	6,478,596,460	6,030,455,297
純資産合計	6,478,596,460	6,030,455,297
負債純資産合計	6,499,960,864	6,108,803,612

[前へ](#) [次へ](#)

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第4期	
	自 平成24年9月11日	至 平成25年9月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 外国株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第3期		第4期	
	平成24年9月10日現在		平成25年9月10日現在	
1. 元本状況				
期首元本額		12,531,533,358円		8,435,328,934円
期中追加設定元本額		3,230,020,806円		3,941,380,627円
期中一部解約元本額		7,326,225,230円		6,910,994,563円
元本の内訳				
大和住銀 中国株式ファンド		8,435,328,934円		5,465,714,998円
合計		8,435,328,934円		5,465,714,998円
2. 受益権の総数		8,435,328,934口		5,465,714,998口
3. 元本の欠損		1,956,732,474円		-

## (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第4期	
	自 平成24年9月11日	至 平成25年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	



4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	---

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 平成25年9月10日現在	
	契約額等(円)	時価(円)
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第3期(平成24年9月10日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	254,901,257
合計	254,901,257

第4期(平成25年9月10日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	468,470,704
合計	468,470,704

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第3期(平成24年9月10日現在)

該当事項はありません。

(通貨関連)

区分	種類	第4期 平成25年9月10日現在			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	205,600	-	205,624	24
	売建 アメリカ・ドル	159,414,000	-	159,472,000	58,000
	香港・ドル	205,600	-	205,600	0
	合計	-	-	159,883,224	57,976

(注)時価の算定方法

A. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

B. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期(自平成24年9月11日至平成25年9月10日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第3期 平成24年9月10日現在	第4期 平成25年9月10日現在
1口当たり純資産額 0.7680円 「1口 = 1円(10,000口 = 7,680円)」	1口当たり純資産額 1.1033円 「1口 = 1円(10,000口 = 11,033円)」

(3) 附属明細表  
有価証券明細表  
<株式>

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
香港・ドル	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	70,000	38.050	2,663,500.000	
	AIA GROUP LTD	60,000	35.000	2,100,000.000	
	AIR CHINA LIMITED-H	500,000	5.290	2,645,000.000	
	ANGANG STEEL CO LTD-H	414,000	5.100	2,111,400.000	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	149,000	26.800	3,993,200.000	
	AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	800,000	4.150	3,320,000.000	
	BANK OF CHINA LTD - H	6,775,000	3.500	23,712,500.000	
	BAOXIN AUTO GROUP LTD	200,000	7.390	1,478,000.000	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	40,000	25.250	1,010,000.000	
	CHEUNG KONG HOLDING	17,000	113.200	1,924,400.000	
	CHEUNG KONG INFRASTRUCTUR	32,000	52.400	1,676,800.000	
	CHINA COAL ENERGY CO - H	555,000	4.890	2,713,950.000	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICE	628,000	4.940	3,102,320.000	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	5,801,000	6.010	34,864,010.000	
	CHINA LESSO GROUP HOLDINGS LTD	408,000	4.940	2,015,520.000	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	416,000	20.800	8,652,800.000	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	496,000	7.720	3,829,120.000	
	CHINA MERCHANTS BANK - H	440,000	14.740	6,485,600.000	
	CHINA MERCHANTS BANK CO-RTS	76,560	3.050	233,508.000	
	CHINA MOBILE LTD	467,000	86.100	40,208,700.000	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	330,000	23.100	7,623,000.000	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	396,000	29.150	11,543,400.000	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2,590,000	6.160	15,954,400.000	
	CHINA POWER INTERNATIONAL	1,368,000	2.710	3,707,280.000	
	CHINA RESOURCES ENTERPRISE	200,000	23.550	4,710,000.000	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	160,000	21.800	3,488,000.000	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	120,000	17.340	2,080,800.000	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	263,000	26.350	6,930,050.000	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	970,000	12.480	12,105,600.000	
	CITIC SECURITIES CO LTD-H	716,000	15.940	11,413,040.000	
	CNOOC LTD	1,466,000	16.200	23,749,200.000	
	CSR CORP LTD-H	784,000	5.700	4,468,800.000	
	DIGITAL CHINA HOLDINGS	220,000	9.270	2,039,400.000	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	70,000	39.500	2,765,000.000	
	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	800,000	4.100	3,280,000.000	
	GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	110,000	41.100	4,521,000.000	
	HAIER ELECTRONICS GROUP CO	165,000	13.820	2,280,300.000	
	HENGAN INTL GROUP CO LTD	63,000	87.600	5,518,800.000	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	6,000	125.800	754,800.000	
	HUADIAN POWER INTL CORP-H	324,000	2.920	946,080.000	
	HUTCHISON WHAMPOA	16,000	92.950	1,487,200.000	
	HYSAN DEVELOPMENT CO	38,000	34.100	1,295,800.000	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	6,058,500	5.390	32,655,315.000	
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	136,000	15.840	2,154,240.000	
	LENOVO GROUP LTD	500,000	7.740	3,870,000.000	
	LI & FUNG LTD	114,000	11.400	1,299,600.000	
	LI NING CO	143,000	5.850	836,550.000	
LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	40,000	17.380	695,200.000		
LONGFOR PROPERTIES	250,000	13.400	3,350,000.000		
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	350,000	6.440	2,254,000.000		
PETROCHINA CO LTD-H	1,560,000	8.810	13,743,600.000		
PING AN INSURANCE CO-H	101,000	58.850	5,943,850.000		
POWER ASSETS HOLDINGS LTD	10,000	67.850	678,500.000		
SANDS CHINA LTD	20,000	46.400	928,000.000		
SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	2,343,000	0.560	1,312,080.000		
SHANGHAI ELECTRIC GRP CORP-H	1,150,000	2.790	3,208,500.000		
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	157,000	18.500	2,904,500.000		

SIHUAN PHARMACEUTICAL HLDGS	1,223,000	5.750	7,032,250.000	
SINO LAND CO	50,000	10.900	545,000.000	
SINOPEC SHANGHAI PETROCHE	712,000	2.900	2,064,800.000	
SUN HUNG KAI PROPERTIES	18,000	103.000	1,854,000.000	
TENCENT HOLDINGS LTD	79,300	390.400	30,958,720.000	
WASION GROUP HOLDINGS LTD	300,000	4.700	1,410,000.000	
WHARF HOLDINGS LTD	13,000	67.000	871,000.000	
XINYI GLASS HOLDING CO LTD	232,000	7.190	1,668,080.000	
ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC-H	191,000	25.200	4,813,200.000	
ZOOMLION HEAVY INDUSTRY SCIENCE AND TECHNOLOGY CO LTD-H	199,000	6.940	1,381,060.000	
ZTE CORP-H	197,000	15.120	2,978,640.000	
小計(香港・ドル) 68銘柄	45,666,360	-	412,812,963.000 (5,308,774,704)	
合計	45,666,360	-	5,308,774,704 (5,308,774,704)	

- (注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。  
 2. 合計欄は邦貨金額を表示しております。( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示していません。  
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入有価証券 時価比率	有価証券の合計 金額に対する比率
香港・ドル	外国株式 68銘柄	88.03%	100.00%

組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
 注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)で記載しており、ここでは省略しております。

[前へ](#)

【大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）】  
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 平成24年9月10日現在	第4期 平成25年9月10日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	65,553,761	86,330,455
流動資産合計	65,553,761	86,330,455
資産合計	65,553,761	86,330,455
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	1,685	2,058
未払委託者報酬	15,785	18,695
その他未払費用	3,967	5,414
流動負債合計	21,437	26,167
負債合計	21,437	26,167
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	65,399,870	86,115,272
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	132,454	189,016
（分配準備積立金）	42,322	42,483
元本等合計	65,532,324	86,304,288
純資産合計	65,532,324	86,304,288
負債純資産合計	65,553,761	86,330,455

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期		第4期	
	自	平成23年9月13日 至 平成24年9月10日	自	平成24年9月11日 至 平成25年9月10日
営業収益				
有価証券売買等損益		65,319		76,459
営業収益合計		65,319		76,459
営業費用				
受託者報酬		3,216		4,334
委託者報酬		29,900		39,553
その他費用		3,967		5,414
営業費用合計		37,083		49,301
営業利益又は営業損失（ ）		28,236		27,158
経常利益又は経常損失（ ）		28,236		27,158
当期純利益又は当期純損失（ ）		28,236		27,158
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		6,017		27,519
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		95,944		132,454
剰余金増加額又は欠損金減少額		109,488		2,293,415
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		109,488		2,293,415
剰余金減少額又は欠損金増加額		95,197		2,236,492
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		95,197		2,236,492
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		132,454		189,016





## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第４期	
	自 平成24年 9月11日	至 平成25年 9月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第３期	第４期
	平成24年 9月10日現在	平成25年 9月10日現在
1. 元本状況		
期首元本額	60,646,596円	65,399,870円
期中追加設定元本額	63,772,194円	1,080,401,303円
期中一部解約元本額	59,018,920円	1,059,685,901円
2. 受益権の総数	65,399,870口	86,115,272口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第３期	第４期
	自 平成23年 9月13日 至 平成24年 9月10日	自 平成24年 9月11日 至 平成25年 9月10日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。	

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第４期	
	自 平成24年 9月11日	至 平成25年 9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

金融商品の時価等に関する事項

項目	第４期	
	平成25年 9月10日現在	
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。	

（有価証券に関する注記）



## 売買目的有価証券

第3期（平成24年9月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	48,602
合計	48,602

第4期（平成25年9月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,601
合計	1,601

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第3期（平成24年9月10日現在）

該当事項はありません。

第4期（平成25年9月10日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期（自平成24年9月11日 至 平成25年9月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第3期 平成24年9月10日現在	第4期 平成25年9月10日現在
1口当たり純資産額 1.0020円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,020円）」	1口当たり純資産額 1.0022円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,022円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

&lt;株式以外の有価証券&gt;

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・ マザーファンド	84,895,718	86,330,455	
	合計	1銘柄	84,895,718	86,330,455	

[次へ](#)

## &lt;参考&gt;

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

#### (1) 貸借対照表

区 分	平成24年9月10日現在 金額(円)	平成25年9月10日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,684,044,259	2,006,695,497
国債証券	6,598,583,100	6,750,455,000
未収利息	-	325,458
前払費用	-	1,498,380
流動資産合計	8,282,627,359	8,758,974,335
資産合計	8,282,627,359	8,758,974,335
負債の部		
流動負債		
未払解約金	124,488,964	25,841,339
流動負債合計	124,488,964	25,841,339
負債合計	124,488,964	25,841,339
純資産の部		
元本等		
元本	8,029,843,669	8,588,017,277
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	128,294,726	145,115,719
元本等合計	8,158,138,395	8,733,132,996
純資産合計	8,158,138,395	8,733,132,996
負債純資産合計	8,282,627,359	8,758,974,335

[次へ](#)

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成24年9月11日 至 平成25年9月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	平成24年9月10日現在	平成25年9月10日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	5,270,501,640円	8,029,843,669円
期中追加設定元本額	16,110,874,769円	16,246,146,352円
期中一部解約元本額	13,351,532,740円	15,687,972,744円
元本の内訳		
S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド	-	3,298,181円
S M B C ファンドラップ・欧州株	7,195,863円	5,437,775円
S M B C ファンドラップ・新興国株	3,978,582円	2,119,781円
S M B C ファンドラップ・コモディティ	1,004,964円	608,012円
S M B C ファンドラップ・米国債	5,096,137円	4,379,600円
S M B C ファンドラップ・欧州債	5,754,111円	3,601,520円
S M B C ファンドラップ・新興国債	1,484,262円	1,442,306円
S M B C ファンドラップ・日本グロース株	9,982,635円	4,599,206円
S M B C ファンドラップ・日本中小型株	2,567,469円	1,228,468円
S M B C ファンドラップ・日本債	17,545,971円	11,572,049円
D C 日本国債プラス	48,686,080円	-
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	609,999,946円	565,711,038円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	1,365,353,964円	1,452,598,530円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	10,258,054円	26,587,934円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）	3,056,729,674円	2,809,287,861円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	71,583,655円	54,746,090円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	561,219,757円	535,408,760円
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）	1,748,978,028円	2,563,039,774円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	64,521,419円	84,895,718円
エマージング好配当株オープン マネー・ポートフォリオ	3,343,132円	4,868,708円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	7,351,560円	6,206,278円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	4,874,121円	5,016,870円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	14,440,218円	5,889,648円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	21,642,170円	13,512,613円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）	120,186,345円	89,020,726円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）	39,011,677円	40,013,539円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース	117,011,494円	103,122,107円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	20,129,344円	15,963,886円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）	24,823,601円	28,755,372円
ストラテジック・アジア株式ファンド（限定追加型）	520,347円	520,347円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	18,658,181円	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	4,124,091円	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	206,634円	9,783円
株式&通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）	9,512,243円	9,512,243円
日本株225・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株225・ブラジルリアルコース	393,895円	393,895円

日本株 2 2 5 ・豪ドルコース	147,711円	147,711円
日本株 2 2 5 ・南アフリカランドコース	29,542円	-
日本株 2 2 5 ・資源 3 通貨コース	49,237円	49,237円
グローバル C B オープン ・高金利通貨コース	598,533円	598,533円
グローバル C B オープン ・円コース	827,757円	827,757円
グローバル C B オープン（マネーボールファンド）	28,643,682円	24,433,715円
オーストラリア高配当株プレミアム（毎月分配型）	1,057,457円	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	-	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年 2 回決算型）	-	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド （毎月決算型）	-	14,309円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド （年 2 回決算型）	-	12,837円
カナダ高配当株ツイン（毎月分配型）	-	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	-	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	-	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	-	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分 配型）	-	1,281,146円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月 分配型）	-	2,267,034円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド （適格機関投資家限定）	-	98,377円
大和住銀ボラティリティ調整型日本株F-1（適格機関投資家限 定）	-	87,521円
合計	8,029,843,669円	8,588,017,277円
2. 受益権の総数	8,029,843,669口	8,588,017,277口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成24年 9 月11日 至 平成25年 9 月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成25年 9 月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（平成24年 9 月10日現在）

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
国 債 証 券	638,900
合計	638,900

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間(平成24年7月26日から平成24年9月10日まで)を指しております。

(平成25年9月10日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	256,800
合計	256,800

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間(平成25年7月26日から平成25年9月10日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(平成24年9月10日現在)

該当事項はありません。

(平成25年9月10日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成24年9月11日至平成25年9月10日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成24年9月10日現在	平成25年9月10日現在
1口当たり純資産額 1.0160円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,160円)」	1口当たり純資産額 1.0169円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,169円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	309 2年国債	300,000,000	300,000,000	
	国債証券	314 2年国債	1,450,000,000	1,450,000,000	
	国債証券	317 2年国債	200,000,000	200,000,000	
	国債証券	79 5年国債	600,000,000	600,972,000	
	国債証券	352 国庫短期証券	300,000,000	299,875,500	
	国債証券	357 国庫短期証券	500,000,000	499,967,000	
	国債証券	360 国庫短期証券	100,000,000	99,951,500	
	国債証券	364 国庫短期証券	200,000,000	199,973,600	
	国債証券	366 国庫短期証券	200,000,000	199,890,400	
	国債証券	374 国庫短期証券	300,000,000	299,994,600	
	国債証券	376 国庫短期証券	300,000,000	299,991,000	
	国債証券	377 国庫短期証券	1,300,000,000	1,299,941,500	
	国債証券	382 国庫短期証券	700,000,000	699,932,100	
	国債証券	384 国庫短期証券	300,000,000	299,965,800	
合計		14銘柄	6,750,000,000	6,750,455,000	

[前へ](#)

2 【ファンドの現況】  
【純資産額計算書】

(平成25年10月末現在)

## 大和住銀 中国株式ファンド

資産総額	7,854,710,728 円
負債総額	22,916,723 円
純資産総額 ( - )	7,831,794,005 円
発行済数量	7,514,117,011 口
1 単位当り純資産額 ( / )	1.0423 円

<参考：マザーファンドの純資産額計算書>  
(平成25年10月末現在)

## 中国A株マザーファンド

資産総額	2,433,884,340 円
負債総額	0 円
純資産総額 ( - )	2,433,884,340 円
発行済数量	2,040,754,208 口
1 単位当り純資産額 ( / )	1.1926 円

## 中国株マザーファンド

資産総額	5,420,740,588 円
負債総額	4,555,162 円
純資産総額 ( - )	5,416,185,426 円
発行済数量	4,862,511,984 口
1 単位当り純資産額 ( / )	1.1139 円

## 大和住銀 中国株式ファンド (マネー・ポートフォリオ)

資産総額	180,688,191 円
------	---------------

負債総額	12,145,431 円
純資産総額（ - ）	168,542,760 円
発行済数量	168,174,678 口
1単位当り純資産額（ / ）	1.0022 円

<参考：マザーファンドの純資産額計算書>  
（平成25年10月末現在）

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産総額	7,850,104,922 円
負債総額	55,653,727 円
純資産総額（ - ）	7,794,451,195 円
発行済数量	7,663,993,328 口
1単位当り純資産額（ / ）	1.0170 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 名義書換手続など

該当事項はありません。

### 2 受益者名簿

作成しません。

### 3 受益者に対する特典

ありません。

### 4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### 8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

資本金の額：20億円（平成25年10月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

###### (2) 会社の機構

会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

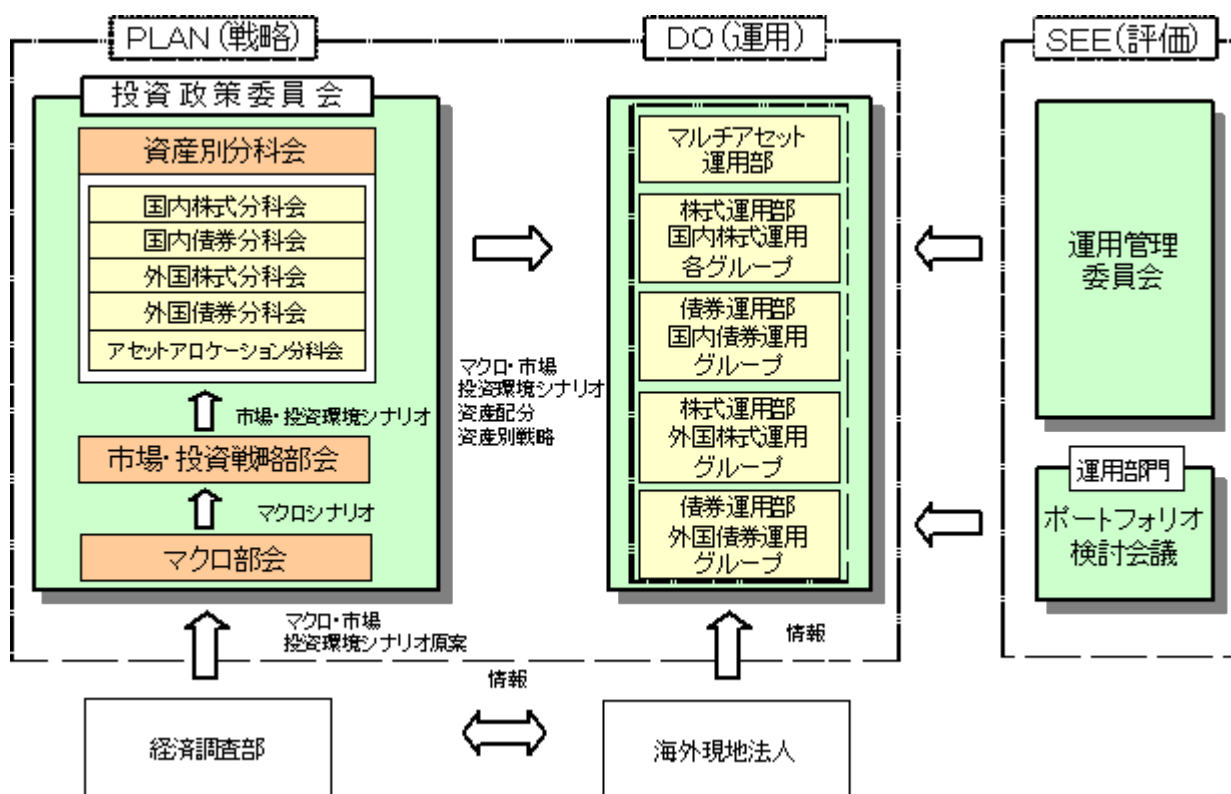
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

#### < 投信運用の意思決定プロセス >



## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ピー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年10月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、179本であり、その純資産総額は、約2,744,234百万円です（なお、親投資信託56本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	7	141,564百万円
追加型株式投資信託	171	2,600,136百万円
単位型公社債投資信託	1	2,533百万円
合計	179	2,744,234百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	第40期 (平成24年3月31日)	第41期 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	15,886,867	17,579,316
前払費用	176,593	156,563
未収委託者報酬	2,348,724	2,378,328
未収運用受託報酬	830,844	799,736
未収収益	24,384	21,990
繰延税金資産	485,508	473,110
その他	5,956	3,144
流動資産計	19,758,878	21,412,190
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 225,511	183,873
器具備品	1 60,686	87,233
土地	710	710
リース資産	1 7,309	8,895
有形固定資産計	294,217	280,711
無形固定資産		
ソフトウェア	389,329	261,979
電話加入権	12,706	12,706
無形固定資産計	402,036	274,685
投資その他の資産		
投資有価証券	4,950,199	5,125,836
関係会社株式	1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金	2,534	1,904
長期差入保証金	741,014	509,430
出資金	157,660	132,660
繰延税金資産	543,639	548,043
その他	2,403	1,716
貸倒引当金	70,650	70,650
投資その他の資産計	7,496,574	7,418,714
固定資産計	8,192,828	7,974,112
資産合計	27,951,706	29,386,302

(単位：千円)

	第40期 (平成24年3月31日)	第41期 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,841	3,396
未払金	222,814	165,892
未払手数料	1,094,446	1,113,859
未払費用	1,010,635	1,127,749
未払法人税等	1,570,446	939,336
賞与引当金	874,000	880,000
役員賞与引当金	79,100	73,000
その他	18,977	20,203
流動負債計	4,873,261	4,323,437
固定負債		
リース債務	4,833	5,944
退職給付引当金	1,139,061	1,268,146
役員退職慰労引当金	144,730	148,470
固定負債計	1,288,624	1,422,561
負債合計	6,161,886	5,745,998

(単位：千円)

	第40期 (平成24年3月31日)	第41期 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	18,204,076	19,981,120

利益剰余金合計	19,647,807	21,424,851
株主資本合計	21,804,076	23,581,120
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14,256	59,183
評価・換算差額等合計	14,256	59,183
純資産合計	21,789,820	23,640,304
負債純資産合計	27,951,706	29,386,302

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第40期		第41期	
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
営業収益				
運用受託報酬		3,091,311		2,960,778
委託者報酬		27,285,403		27,854,931
その他営業収益		131,340		90,710
営業収益計		30,508,054		30,906,420
営業費用				
支払手数料		12,829,874		13,056,993
広告宣伝費		131,967		175,532
公告費		2,247		1,059
調査費				
調査費		1,103,744		1,114,992
委託調査費		3,541,508		4,000,398
委託計算費		122,453		131,444
営業雑経費				
通信費		29,616		31,982
印刷費		350,466		404,102
協会費		23,131		27,397
諸会費		3,166		4,830
その他		29,989		30,634
営業費用計		18,168,165		18,979,368
一般管理費				
給料				
役員報酬		197,010		201,630
給料・手当		2,831,165		2,883,776
賞与		44,371		55,582
退職金		844		4,450
福利厚生費		544,128		559,967
交際費		19,828		22,159
旅費交通費		151,573		146,403
租税公課		74,062		72,111
不動産賃借料		841,453		726,878
退職給付費用		206,629		213,305
固定資産減価償却費		96,356		79,314
賞与引当金繰入額		874,000		873,819



役員退職慰労引当金繰入額	38,080	38,530
役員賞与引当金繰入額	79,100	67,700
諸経費	255,488	255,296
一般管理費計	6,254,092	6,200,926
営業利益	6,085,796	5,726,125
営業外収益		
受取配当金	149,045	25,045
受取利息	3,732	3,232
投資有価証券売却益	-	33,455
為替差益	-	2,945
その他	11,769	11,668
営業外収益計	164,547	76,346
営業外費用		
投資有価証券売却損	4,016	-
為替差損	2,424	-
その他	957	55
営業外費用計	7,398	55
経常利益	6,242,945	5,802,417
特別利益		
投資有価証券売却益	-	42,767
特別利益計	-	42,767
特別損失		
投資有価証券評価損	50,687	-
投資有価証券売却損	1	111,382
その他	5,375	4,583
特別損失計	56,063	115,965
税引前当期純利益	6,186,881	5,729,219
法人税、住民税及び事業税	2,653,180	2,213,779
法人税等調整額	4,043	32,604
法人税等合計	2,657,223	2,181,175
当期純利益	3,529,657	3,548,044

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第40期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第41期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,000,000	2,000,000
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	156,268	156,268
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	156,268	156,268
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	343,731	343,731
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	343,731	343,731
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	1,100,000	1,100,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,100,000	1,100,000
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	16,098,918	18,204,076
当期変動額		
剰余金の配当	1,424,500	1,771,000
当期純利益	3,529,657	3,548,044

当期変動額合計	2,105,157	1,777,044
当期末残高	18,204,076	19,981,120
利益剰余金合計		
当期首残高	17,542,649	19,647,807
当期変動額		
剰余金の配当	1,424,500	1,771,000
当期純利益	3,529,657	3,548,044
当期変動額合計	2,105,157	1,777,044
当期末残高	19,647,807	21,424,851
株主資本合計		
当期首残高	19,698,918	21,804,076
当期変動額		
剰余金の配当	1,424,500	1,771,000
当期純利益	3,529,657	3,548,044
当期変動額合計	2,105,157	1,777,044
当期末残高	21,804,076	23,581,120
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	35,129	14,256
当期変動額		
株主資本以外の項目	20,873	73,440
の当期変動額(純額)		
当期変動額合計	20,873	73,440
当期末残高	14,256	59,183
評価・換算差額等合計		
当期首残高	35,129	14,256
当期変動額		
株主資本以外の項目	20,873	73,440
の当期変動額(純額)		
当期変動額合計	20,873	73,440
当期末残高	14,256	59,183
純資産合計		
当期首残高	19,663,789	21,789,820
当期変動額		
剰余金の配当	1,424,500	1,771,000
当期純利益	3,529,657	3,548,044

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,873	73,440
当期変動額合計	2,126,030	1,850,484
当期末残高	21,789,820	23,640,304

[次へ](#)

## 重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～30年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 会計方針の変更等

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ2,523千円増加しております。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

第40期 （平成24年3月31日）		第41期 （平成25年3月31日）	
1.有形固定資産の減価償却累計額		1.有形固定資産の減価償却累計額	
建物	315,276千円	建物	354,743千円
器具備品	273,481千円	器具備品	307,425千円
リース資産	3,712千円	リース資産	7,382千円
2.保証債務		2.保証債務	
被保証者	従業員	被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン	被保証債務の内容	住宅ローン
金額	19,359千円	金額	15,346千円

（損益計算書関係）

関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	第40期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第41期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
1.投資有価証券売却損	- 千円	111,382千円

（株主資本等変動計算書関係）

第40期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,424,500	370	平成23年3月31日	平成23年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の 原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	1,771,000	利益 剰余金	460	平成24年3月31日	平成24年6月29日

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,771,000	460	平成24年3月31日	平成24年6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の第41回定時株主総会において、次のとおり付議致します。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通 株式	3,545,850	利益 剰余金	921	平成25年3月31日	平成25年6月25日

## (リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
(借主側)

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	第40期(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	4,823	3,939	884
合計	4,823	3,939	884

(単位：千円)

	第41期(平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	4,823	4,823	-
合計	4,823	4,823	-

## (2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	第40期(平成24年3月31日)	第41期(平成25年3月31日)
1年内	961	-
1年超	-	-
合計	961	-

## (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	第40期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第41期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	1,070	981
減価償却費相当額	964	884
支払利息相当額	62	20

## (4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

支払利息相当額の算定方法

- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回



収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）を参照ください）。

第40期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	15,886,867	15,886,867	-
(2) 未収委託者報酬	2,348,724	2,348,724	-
(3) 未収運用受託報酬	830,844	830,844	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	4,711,863	4,711,863	-
資産計	23,778,298	23,778,298	-
(1) 未払手数料	1,094,446	1,094,446	-
(2) 未払費用（*1）	823,266	823,266	-
負債計	1,917,712	1,917,712	-

（\*1）金融商品に該当するものを表示しております。

第41期(平成25年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	17,579,316	17,579,316	-
(2) 未収委託者報酬	2,378,328	2,378,328	-
(3) 未収運用受託報酬	799,736	799,736	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	5,074,700	5,074,700	-
資産計	25,832,081	25,832,081	-
(1) 未払手数料	1,113,859	1,113,859	-
(2) 未払費用(*1)	853,268	853,268	-
負債計	1,967,127	1,967,127	-

(\*1) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

## 負債

(1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	第40期(平成24年3月31日)	第41期(平成25年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	238,335	51,135
(2) 子会社株式 非上場株式	1,169,774	1,169,774
(3) 長期差入保証金	741,014	509,430

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については  
2. (4) 投資有価証券には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第40期(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	15,886,867	-	-	-
未収委託者報酬	2,348,724	-	-	-
未収運用受託報酬	830,844	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券	-	1,067,561	4,004	-
合計	19,066,435	1,067,561	4,004	-

第41期(平成25年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超

現金・預金	17,579,316	-	-	-
未収委託者報酬	2,378,328	-	-	-
未収運用受託報酬	799,736	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券	-	1,106,722	4,006	-
合計	20,757,380	1,106,722	4,006	-

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式

## 第40期（平成24年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 第41期（平成25年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

## 第40期（平成24年3月31日）

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	3,256,023	3,234,000	22,023
小計	3,256,023	3,234,000	22,023
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	1,455,840	1,500,000	44,160
小計	1,455,840	1,500,000	44,160
合計	4,711,863	4,734,000	22,136

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 238,335千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、非上場株式のうち一部を当期において減損処理を行い、投資有価証券評価損50,687千円を計上しております。

第41期(平成25年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	3,683,580	3,582,800	100,780
小計	3,683,580	3,582,800	100,780
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	1,391,120	1,400,000	8,880
小計	1,391,120	1,400,000	8,880
合計	5,074,700	4,982,800	91,900

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第40期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	23,383	-	4,016

第41期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	953,041	76,223	111,382

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区分	第40期(平成24年3月31日)	第41期(平成25年3月31日)
退職給付引当金	1,139,061	1,268,146

(注) 退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

## 3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区分	第40期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第41期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
勤務費用	151,221	156,423
確定拠出年金掛金	55,408	56,882
合計	206,629	213,305

(注) 退職給付費用の算定にあたり簡便法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第40期 (平成24年3月31日)	第41期 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
(1) 流動資産		
未払事業税	111,121	78,096
賞与引当金	332,120	334,400
社会保険料	29,079	33,579
未払事業所税	5,098	5,144
その他	8,088	21,890
繰延税金資産合計	485,508	473,110
(2) 固定資産		
退職給付引当金	408,872	454,741
投資有価証券	53,733	2,469
ゴルフ会員権	32,333	32,333
役員退職慰労引当金	54,186	55,431
その他有価証券評価差額金	7,880	-
その他	72,699	70,587
繰延税金資産小計	629,709	615,562
評価性引当額	86,067	34,803
繰延税金資産合計	543,639	580,759
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	32,716
繰延税金負債合計	-	32,716
繰延税金資産の純額	1,029,147	1,021,153

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第40期 (平成24年3月31日)	第41期 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.6%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7 "	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.0 "	-
過年度法人税等	0.8 "	-
評価性引当額	0.3 "	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.6 "	-
その他	0.1 "	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.9%	-

(注) 第41期は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

## 1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第40期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	27,285,403	3,091,311	131,340	30,508,054

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	27,854,931	2,960,778	90,710	30,906,420

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引)

第40期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有割合	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他 の関係 会社の 子会社	大和証券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	-	-	当社投資 信託に 係る 事務代 行の委 託等	投資信 託に係 る事務 代行手 数料の 支払 <sup>1</sup>	3,883,039	未払 手数料	448,037
その他 の関係 会社の 子会社	株式 会社 三井 住友 銀行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	-	-	当社投資 信託に 係る 事務代 行の委 託等	投資信 託に係 る事務 代行手 数料の 支払 <sup>1</sup>	2,570,671	未払 手数料	193,755

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第41期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

## 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有割合	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他 の関係 会社の 子会社	大和証 券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	-	-	当社投 資信託 に係る 事務代 行の委 託等	投資信 託に係 る事務 代行手 数料の 支払 1	5,028,224	未払 手数料	536,727
その他 の関係 会社の 子会社	株式 会社 三井 住友 銀行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	-	-	当社投 資信託 に係る 事務代 行の委 託等	投資信 託に係 る事務 代行手 数料の 支払 1	2,621,684	未払 手数料	250,310

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

## (1株当たり情報)

	第40期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第41期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	5,659円69銭	6,140円34銭
1株当たり当期純利益金額	916円79銭	921円57銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第40期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第41期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
当期純利益(千円)	3,529,657	3,548,044
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	3,529,657	3,548,044
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成25年3月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要>

- ・資本金：51,000百万円（平成25年3月末現在）
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2)投資顧問会社

名称

ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッド

資本金の額

平成25年3月末現在：10百万香港ドル（約127百万円）

（注）香港ドルの円貨換算は、平成25年10月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝12.71円）によります。

事業の内容

同社（所在地：香港）は、1988年2月に香港法に基づき、香港において設立された会社で、大和住銀投信投資顧問株式会社の100%子会社です。同社は、主に、機関投資家等に対して資産運用業務を行っており、主として、アジア地域の株式等の運用を行っています。

## (3)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成25年3月末現在	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## (1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

## (2)投資顧問会社

委託会社より、運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断（銘柄の選定、売買の指図等）を行います。

## (3)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

### 3【資本関係】

#### (1) 受託会社

受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

#### (2) 投資顧問会社

ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッドの100.0%の株式を保有しています。

#### (3) 販売会社

大和証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

### 第3【その他】

- 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
  - (1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
  - (2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
  - (3) 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等を記載することがあります。
  - (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
  - (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
  - (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
  - (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
  - (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
  - (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
  - (10) ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。
  - (11) 図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年10月18日

大和住銀投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀 中国株式ファンドの平成24年9月11日から平成25年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀 中国株式ファンドの平成25年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年10月18日

大和住銀投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）の平成24年9月11日から平成25年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）の平成25年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)



**独立監査人の監査報告書**

平成25年6月14日

大和住銀投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)